

みんなのポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

The Relationship between Chinese Immigrants and Zhuangs [壮] during the Ming [明] and Qing [清] Periods

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-02-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 塚田, 誠之 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00003623

明清時代における漢族移住民とチュアン （壮, Zhuang）族との関係

——明清時代壮族史研究（四）——

塚 田 誠 之*

- | | |
|--------------------|---------------|
| I. 序論 | 1. 広西東南部・珠江流域 |
| II. 移住の大勢と移住民の存在形態 | 2. 広西北部・龍勝庁 |
| 1. 移住の大勢 | 3. その他の地域 |
| 2. 移住民の存在形態 | IV. 結語 |
| III. 移住民とチュアン族との関係 | |

I. 序 論

民族史的観点から見ると、華南史の大勢は、諸般にわたり優勢を占める漢族勢力の南方への不断の発展・拡大と、それに伴う相対的に劣勢な非漢民族諸集団のいわゆる「漢化」の過程として把握することが可能であるが、この漢族の南方発展を端的に示す事象の1つとして、我々は漢族移住民の華南各地域への移住を挙例することができる。

前近代の広西においても、地方官や商人、工匠、農民、さらには反社会的活動を行なう「遊匪」・「無頼の徒」にいたるまで、さまざまな社会階層に属する漢族の移住が通時的に行なわれた。これらの移住民のうち、例えば地方官の赴任や犯罪人の流罪を契機とする移住といった、時代による社会経済条件の変動の影響をさほど受けず、また広西における社会的作用も比較的小さいと思われるものもあった。しかし、特に明代以降に顕著に見られた商工業者や農民の移住は、数量的にも、また彼らが果たした社会経済上の作用においても、さらにチュアン（ないしチュワン、チワン。壮、

* 国立民族学博物館第三研究部

1) チュアン族の人口は約1338万人（1982年）で、その92%が広西チュアン（壮）族自治区に居住する。なお「撞」・「獐」は、その前近代における史料上の称谓である。

表1 移住の時期 [民国『全県志』(1935)に拠る]

時 期	晋	唐	宋	元	明	清	民 国
件 数	1	3	86	19	194	184	3
%	—	—	17.5	3.9	39.6	37.6	—

備考：上記のうち、宋末が37件，元末明初が65件，明末清初が146件，
明末～清代が240件（49％）を占める。

Zhuang) 族¹⁾を含む当地の居住民に及ぼした影響の面においても重大な意義を有したように思われる。移住民の来住の時期と数量に関して挙例すると，明末清初の広西において，漢族と非漢民族との人口比率はほぼ1：9から3：7であったのが，清末道光年間にはその比率が完全に逆転しており，この間に大量の移住が行なわれたであろうことが容易に推測される²⁾。さらに表1は民国『全県志』第二編，社会，民族附「姓氏」に見られる全県の各村落に居住する漢族住民の来歴に関する記事をもとに作成したものであるが，来歴の判明する490餘件中，明清時代に移住してきたものが約77％を占めており（さらにそのうち，明末以降が約63.5％を占める），移住がほぼ明清時代に集中している。

中国国内移住史に関する先行研究には，譚其驤による湖南の[譚 1932]，山田賢による湖広から四川・陝西・湖北の三省交界地帯への[山田 1986]，瀬川昌久の広東[瀬川 1982]等の研究があるが，広西の場合については専論がなく，もっぱら太平天国史との関連において，「土客」問題をはじめとする太平天国運動発生の歴史的條件の解明という視点から検討されてきた。それは，例えば太平天国運動前夜の広西社会を全面的に検討した[西川 1978]や「土客」問題について諸学説を整理するとともに再検討を行なった[稲田 1986b]，さらには近年の中国における研究（たとえば[龍 1985]・[梁 1987]）にも見出されるが，しかし，概してそれらは太平天国史の立場からの研究であるがために，対象地域が太平軍興起の地＝金田村の所在する潯州府等の広西東南部に限定される傾向があった。また，移住民とチュアン族との関係についても，太平天国期の横州・永淳県のチュアン族の「抗租」運動を取り上げた[稲田 1988]以外には，チュアン族史の全体の潮流を踏まえた上での研究が少なく，その上，ともすればチュアン族が政治経済的圧迫を受け，太平軍へ参加したという一

2) 嘉慶『広西通志』卷二七九，「諸蛮」所引，錢元昌「粵西諸蛮図志」によると，雍正10年[1732]頃の広西の全人口の中，4割がチュアン族，3割がヤオ族，2割が「狼」（土司型チュアン族）によって占められていたが，道光末年[1830]頃には，姚瑩『中復堂遺稿』卷二，「平賊事宜状」によると，非漢民族や先來の移住民で長期間定住したものも含む「土著民」は3割程度にすぎなくなった。

面のみが強調される傾向が見られた。さらに、概していえば、チュアン族は明清時代において「漢化」過程をたどった（特に清代中期以降に顕著）が、しかし生態や社会経済等の諸条件の相違に応じて「漢化」の速度と範囲に地域的差異が生じたように想定されるのであり、したがって移住民とチュアン族との関係の検討に際しても地域性を踏まえた上でなされるべきであろう。

筆者はこれまで、明清時代チュアン族史研究として、非土司地区に重点を置き、1. その明代における移住と生態 [塚田 1985a], 2. その漢族地主への佃農化の過程 [塚田 1985b], 3. 統治権力によるその統治体制 [塚田 1987] に関する検討を行ってきた。本稿ではその続篇として、明清時代における漢族移住民とチュアン族（非土司型）との関係について検討を行なうが、その場合、移住民の中でも特に商工業者と農民に注目し、まず(1) 移住の大勢（移住時期・移住民の分布地域と出身地・移住の背景）や移住民の存在形態を踏まえた上で、(2) 地域的差異を考慮しながら移住民とチュアン族との関係の実態を明らかにしたい。

Ⅱ．移住の大勢と移住民の存在形態

1. 移 住 の 大 勢

まず本節では、外省からの漢族の移住が行なわれた (i) 時期, (ii) 分布地域, (iii) 出身地, さらには (iv) 移住の背景について、商人, 工匠, 農民の順に検討しよう。

(1) 商人

(i)

商人の移住について表2に關係史料を整理したが、これによると、計28例中、①～④が明代、⑤～②⑥が清代に属する。明代の4例中、3例（②～④）が明末であり、また清代の22例中、14例（⑤～⑬）が康熙～乾隆年間であることに注目すれば、全体的傾向として移住は明末に開始され、清代初期から中期にかけて本格化したように考えられる³⁾。なお、清代末期には移住を伝える記事が少なくなるが、それはおそらくすでに清末までに移住民が移住先において成功を収め、確固たる地位を築き上げていたため、新来の移住民が特に記述の対象とならなかったからであるように思われる。

3) なお、表2①②は一定期間、他省に赴いて商業活動を行なう「客商」であり、また⑤⑦⑨は季節移住民であり（⑤⑦の場合、年末に帰郷し翌春に再び到来し、また⑨は秋冬季に到来する形態である）、必ずしも半恒久的な住居の移転を伴わないが、しかし移住先の広西で成功を収めて一時的な暫住から定住へと変化した可能性がある点を考慮して、本稿ではそれらも「移住民」の範疇において捉えたい。

表2 商人の移住に関する主要史料

時 期	移 住 先	析 出 地	関 係 史 料		典 拠
			原 文	摘 要	
① 成化 23年 (1487)	梧 州	広 東 (?)	梧州為郡，路当兩広，水会三江。彼地軍民，雖住居寡少，而地方商賈，則絡繹往來。近地所有者，不過柴薪，遠山所儲者，無非竹木，軍資為利，民賴為家。(中略)又有該図里老，引同外境豪強商賈，尽山採取，僉成大筏，接尾橫江，又其一耗也。	梧州に商人が「絡繹往來」し柴薪・竹木の買付けを行なう。地元の里老が商人を「引同」し，木材を「尽山採取」し筏で搬出。	吳廷挙『東湖奏疏』卷一，「建言地方民情等疏」（成化23年）
② 万曆 25年 (1597)	不 明	広 東	広東用広西之木，広西用広東之塩。広東民間，資広西之米穀東下，広西兵餉，則借助于広東。広東人性巧，善工商，故地称繁麗，広西坐食而已。	（広東と広西間の交易） 塩 広東 ←————→ 広西 木材，穀米 広東人は商工業にすぐれているが広西人は「坐食」するのみ。	王士性『広志繹』卷五，西南諸省，広西の項
③ 同 27年 (1599)	南 寧 州	広 東	邕与梧，号為重鎮，幕府所都。東人輻輳，賢者微重，而矜節小人，齷々自持，咸仰給東人，以為外府。	南寧，梧州に広東商人が多く集まり，広西人の「外府」となる。	万曆『広西通志』卷三，風俗，「論」
④ 崇禎 4年 (1631)	梧州府	広 東 (新会・順德・南海・建寧・福建・湖北・江西)	客民，閩楚江浙俱有，惟東省接壤尤衆，專事生息，什一而出，什九而帰。中人之家，数十金之産，無不立折而尽，充兵戍衛役，急即逃去，多翁源人。習文移，持刀筆，為官府書吏，仰機利而食，遍於郡邑，多高明人。塩商木客，列肆当墟，多新順南海人。	移民には福建，湖広，江西，浙西出身者もいるが，広東人が最多である。彼等は投機的商売を営み1の元本で9の利益を収む。広東人中，塩・材木商人の店舗を連ねているものは新会・順德・南海県人が多い。	崇禎『梧州府志』卷二，輿地，「風俗」

⑤	康熙 12年 (1673)	平楽県	広 東	城外街民, 大抵皆流寓開張。遠則東粵, 近則全州, 歲暮散歸, 來春又聚。邑民但知耕植, 不諳貿遷。	城外の市場に広東や全州から商人が到来 (年末に帰郷し翌春に再び来る)。地元民は 農業を知るのみで, 商業を行なわない。	雍正『平楽府 志』卷四, 風俗, 「陳光龍の言」
⑥	同 26年頃 (1687)	桂 林	江 西 湖 広	粵西諸郡, 桂林差無瘡, 然民窮地薄。城中江右楚人 僑寓者十之九, 構竹為廬, 貿易不過雞魚羊豕之類。 錦繡文綺明珠象貝, 實產粵東, 此間無有也。土著者 居於郷, 率皆傑黠傲慢, 不畏官府, 學使者例不治民, 視之蔑如也。	城内の人口の9/10は江西・湖広人であり, 簡単な店舗を構え鶏魚羊豚を販売。他方, 土著民は郷村に居住。	陸祚蕃『粵西 偶記』
⑦	同 48年 (1709)	平楽府 荔浦県	広 東 湖 広	坊郭里, 附城郭, 民戍雜居, 商賈皆東粵三楚之民, 歲終則歸, 來春又聚。本邑人民, 但知耕植, 不諳貿 遷, 士衿每以治生為苦, 甚至身鮮完衣。	商人は皆, 広東・湖広出身者で, 年末に帰 郷し翌春に再び来る。	康熙『荔浦県 志』卷十, 「風 俗」
⑧	同 54年頃 (1715)	南寧府 永淳県	広 東	永淳土瘠民貧, 訟簡質朴。居城郭者, 向係中土遊宦・ 經商之人・流寓後裔。(中略)隸籍市廛者, 或商賈, 或執芸自食, 或庶人在官, 率粵東之人, 俗与粵東同。	城内の住民は官人・商人・流寓の後裔であ るが, 商人などは概ね広東人である。	康熙『永淳県 志』卷十, 「風 俗」
⑨	雍正 4年 (1726)	平楽府 賀 県	湖広 江西 広東	湖広・江西・広東客商, 秋冬始集, 餘月多缺市。民 僅屠宰販糶, 挑売魚塩。	湖広・江西・広東人客商は秋冬に到来 (他 の月には定期市が開催されないことが多い)。	雍正『平楽府 志』卷四, 風 俗, 賀県
⑩	同	同 恭城県	不 明	昔時, 民戍雜居。商賈百工, 悉出異省。	商人・工匠は悉く他省人。	同, 恭城県
⑪	同 11年 (1733)	梧州府 蒼梧県	広 東	商賈輳集, 類多東粵人。為其漸染, 事尚紛華。市中 貨物, 盛於他邑鄰封, 日用所需, 皆取資焉。	商人が多く集まるが, 広東人が特に多い。 市場の商品は他処より多い。	雍正『広西通 志』卷三二, 「風俗」

⑫	同	桂林	広 東 江 西	桂林為広西首都、城内外商賈遠集、粵東江右人居多。見聞盛於他郡。	城内外の商人は広東・江西人が多い。	同
⑬	同 12年 (1734)	百色庁	不 明	百色、商賈来集、生齒漸増、連歲屢豊、人皆鼓腹。	百色に商人が来集。	『宮中檔雍正朝奏摺』23輯、 潘紹周「奏請 勅撥倉穀分貯 百色摺」
⑭	乾隆 以前	鬱林州	広 東	早在乾隆以前、就有広東人在玉林經商了。在玉林縣城和大平山圩、都建有粵東會館。	乾隆以前に広東人が到来し商売を行ない會館を設立。	注 1
⑮	乾隆 29年 (1764)	平樂府 昭平縣	広 東 湖 南	昭平里・附城里民甚稀、商賈胥吏、半屬粵左・楚南之人。	商人と胥吏の半数が広東・湖南人。	乾隆『昭平縣志』卷四、「風俗」
⑯	同	柳州府 馬平縣	不 明	城廂内外、從戎貿易者、多異省人、終鮮土著。然生齒由此繁、田野由此闢、實粵西一要地也。	軍人と商人の多くは他省人であり土著は少ない。	乾隆『馬平縣志』卷二、地輿、「形勢」
⑰	同 35年 (1770)	蒼梧縣 戎 墟	広 東	蒼梧為粵西東境、離縣二十里、有巨鎮焉、蓋古戎城也。其地面臨大江、左右高山環峙、峯連翠疊、数十里而不絶。上接兩江、一自南寧而下、一自柳州而下、皆会于戎。水至此、流而不駛、故為貨賄之所聚云。吾東人貨于市者、禪鎮揚帆、往返纔數日。蓋雖客省、東人視之、不啻桑梓矣。(中略)故客于戎者、四方接轡、而莫盛于広人。集于戎者、百貨連櫛、而莫多于稻子。	蒼梧縣の戎墟に広東商人が水運を利用して多く集まる。水運によればわずか数日で往復できるので、他省といっても広東人から見れば故郷同然であり、このため広東人が特に多い。戎墟に集まる商品は米が最も多い。	注 2

⑮	同 56年 (1791)	潯州府 桂平県 永和墟・ 大宣墟	広 東	桂平邑在粵西潯州。(中略)四方商賈,挾策貿遷者,接迹而来,舟車輻輳,貨賂積聚,熙來攘往,指不勝屈。而以我東粵之商旅于桂平永和・大宣兩墟者為尤盛。(中略)今建兩墟會館于永和,以為宴集同人,籌公事之所。復于大宣創立會棧。兩墟一水相連,鄉人便之。(中略)吾鄉之來遊西粵者,不但在桂平也。即左右兩江,所至輒有鄉人。	広東商人が桂平県の永和・大宣墟に集まり商業活動を行ない,兩墟に會館を設立。広東人は桂平県下のみならず左・右江の至るところに進出している。	注 3
⑯	嘉慶・道光以前	鬱林州 陸川縣 平樂墟	広 東	平樂墟,在城東北六十里中塘堡內,上下直街二条,西偏橫街一条。共鋪店四十餘間,每逢子午・卯酉日為市期。清嘉道以前,東商來此營業者甚多,今不如昔。	嘉慶・道光以前,広東商人が多く平樂墟に出店。	民国『陸川縣志』卷五,建置,「街市」
⑰	同	柳州府 來賓縣	広 東	県属富戸寥々,藏金家不及万圓,儲粟家不及三千石。稍巨商業,多広東來客操之。	地元民には「富戸」が少なく,やや大きな商業は広東人が操る。	民国『來賓縣志』卷下,歴史,食貨,「農工商業」
⑱	道光年間	桂平縣 江口墟	広 東	道光年間,江口墟多是広東人做生意。万興和是全墟最大的商店。從広東來的,有藍布・鴉片烟。烟館有十幾間。當時流伝兩句話,無東不成市,有烟則有東。	江口墟で商売を行なうのは多くは広東人。広東から藍布や阿片が齎さる。「広東人がいなければ市が立たず,阿片があるところには広東人がいる」との諺あり。	注 4
㉑	道光 20年 (1840)	全州西 延縣	湖 南	商。本地人絶少,操奇贏遊都市者,往來皆楚南客商。自湖南販蘇木・鉄條等雜貨至桂省,自桂林販棉花・白糖等雜貨至湖南。	商人の多くは湖南人であり,湖南から蘇木・鉄條等の雜貨が搬入され,広西から棉花・白糖等の雜貨が搬出。	道光『西延縣志』卷二,輿地下,「風俗」
㉒	光緒 17年 (1891)	百色庁	広 東 雲 南	市廛商賈,多粵東來。其次滇南,亦有他郡寄居者。	商人は多くは広東から,次いで雲南から来る。	光緒『百色庁志』卷三,輿地,「風俗」

24	光緒 中期	龍州庁	広 東	清光緒中葉，中法戦争，大軍雲集。粵東商賈，銜尾而來。及条約締結，辟龍州為通商口岸。粵商遂爭相挾貨，始成巨埠。以故商場牛耳，執於粵人之手，而土著之人，皆沈迷于賤商。(中略)出口貨，以糖荳八角油為大宗，黃草蛤牛皮木棉花等次之。進口貨，多而又暢銷者，為洋紗布正煤油食塩，其次則海味杉木，及尋常用品之洋貨。	清仏戦争が発生し大軍が派遣された際に広東商人が「尾を銜む」ように連なって赴いた。そして条約が締結され龍州が通商港となるや，広東商人が商業権を牛耳り，地元民は「賤商に沈迷する」ようになった。	民国『龍州県志』卷三，輿地下，「実業」
25	光緒 後半	南寧府 武緣県 双橋墟	広 西 (羅定県)	清嘉慶年間，双橋墟の商店就已開始 發展起来。(中略)在五，六十年以前，外地商人也在這裏開設店舖，主要從事売薬材。棉紗・綿布亦隨之運入。広東羅定の百貨特別受到歡迎，人們稱呼羅定商人為「羅定客」。	双橋墟は嘉慶年間から發展し始め、光緒末頃には外地の商人が店舖を開設した。とりわけ羅定県から来た商人（「羅定客」）の販売商品が歡迎された。	注 5
26	光緒 33年 (1907)	広 西 (西延県)	湖 南	鉄鉞，生鉄板，無出境者，出境之鉄，它鉄多由県城資水運往漢口，銅條多由永豐測水運往省城，鉄鍋薄厚兩種，多由新寧旧扶彝水運往広西。	邵陽から鉄製品が河川を通り漢口・長沙・広西へ運ばれる。	光緒『邵陽県郷土志』卷四，地理，商務，「出境之貨」
27	明末(?) — 民国 35年 (1946)	三江県	広 東 (嘉應州) 福 建 江 西	客家人。俗謂之麻界人。原以広東嘉應州為多。在広東亦有客家人・麻界人之稱，因其言語又与広府人異故也。然皆能説官話。(中略)本県客家人，明末来自広東嘉應州，或福建・江西等地。散居各市鎮，善經商，博厚利。每至一地，率多致富。(中略)其居室衣服，与一般漢人同。其著姓以鄭・頼二族為最。	客家人(俗に麻界人という)は明末に広東嘉應州ないし福建・江西等の地から来たが，各市鎮に散居し，優れた商業手腕を持ち，どこへ行っても概ね致富する。	民国『三江県志』卷二，社会，「民族」
28	民国 35年 (1946)		広 東 湖 南 江 西	土客商人及其資本之比較。大商為広東人，次商為湖南・江西人，又次為本県及各県人。資本以広東人為雄厚，此外諸商，大率資本較少。	経営規模と資本において，広東人が最大，次いで湖南・江西人，さらに当県及び広西の各県人。	同，卷四，經濟，産業，実業，「商業」

〔注〕 1. [広西僮族自治区通志館〔編〕 1962 : 20, 玉林県城関公社陳秀礼・周麗春 (口述)], 2. 「重建戎墟会館記」 [広西僮族自治区通志館〔編〕 1962 : 253-254], 3. 「創建粵東会館序」 [広西僮族自治区通志館〔編〕 1962 : 249-251], 4. [広西僮族自治区通志館〔編〕 1962 : 16, 桂平県江口公社陳寿興・曾佩章 (口述)], 5. [広西壮族自治区編輯組〔編〕 1985 a : 136]

(ii)

移住商人の分布地域について表2によると、明代の4例はいずれも珠江（西江）沿岸であり、そのうち①③④では梧州・南寧といった府治名が明記されている。清代に入ると康熙年間には省都桂林府（⑥）のほか、平楽府および管内の各県（⑤⑦⑨）、南寧府永淳県（⑧）といった県治名が見出される。雍正年間にはさらに広西西部の雲南に近い百色庁（⑬）が、乾隆年間には鬱林直隸州（⑭）・柳州府（⑯）のほか、西江沿岸の墟市（市場町）名（⑰・⑱）が出現するとともに、珠江上流の左・右江（沿岸の）「至る所」に進出するようになった（⑲）。そして清末光緒年間には、ベトナムとの国境に近接する龍州への進出が行なわれている（㉔）。これらの分布地の多くは珠江とその支流の沿岸に立地することから、河川が移住民、なかんずく広東出身者の移住と商業活動の交通路として重大な作用を果たしたことが推測される⁴⁾とともに、さらに広西の中でも（省都の桂林を除けば）珠江水系の都市・市場町への移住商人の進出が目立っており、珠江沿岸平野と内陸山間部との間に経済的格差が生じたであろうことが想像される。

以上から、移住商人の分布地域は、明代には珠江沿岸の重要な政治的拠点都市＝府治に限られていたのが、清代初期～中期には広西東部や珠江沿岸の県治や墟市（市場町）に及び、また広西西部へも向かい、さらに清末にはベトナムとの国境地帯へと拡大していったことが指摘されるとともに、珠江水系の交通・経済上の作用が窺われる。

(iii)

移住商人の出身地について表2によると、珠江流域およびその上流の左・右江流域には広東出身者が多く（①③④⑧⑪⑭⑰⑱⑲㉑㉒㉓㉔㉕）、桂林・全州等の広西北部に

表3 商店経営者の籍貫 【広西統計局〔編〕 1933】

地 域	全商店数	本省人 経営の 商店数	外 省 人 経 営 の 商 店 数								不明	広東人商 店の占有 比率 (%)
			広東	湖南	江西	福建	貴州	その他	計			
梧 州	1390	268	505	4	6	6	1	10	532	590	36.3	
南 寧	979	619	258	9	9	3	2	18	299	61	26.4	
柳 州	622	314	177	56	7	0	0	15	255	53	28.5	
鬱 林 州	448	400	35	0	0	1	0	0	36	12	7.8	
賀 県	163	64	96	1	0	0	0	0	97	2	58.9	
百 色	159	81	65	2	2	4	0	3	76	2	40.9	
龍 州	255	150	90	3	1	0	4	0	98	7	35.3	

4) 表2 ㉔によると、蒼梧県戎墟は西江を経由すれば数日で広東（おそらく珠江デルタ）と往復することが可能であったため広東人から見れば故郷も同然であったという。

表4 外省商人の活動【東亜同文会〔編〕1926】

梧 州	住民の大半が広東出身者。広東人が商業の実権を掌握（広東語が商人間の通用語）。
平 南	大商人は大抵、広東人。
南 寧	大商人は広東・江西人。
百 色	大商人は広東人。
柳 州	殆どが「広東幫」（4,50年前に移転）。木材・塩商人は広東人。貴州・湖南・福建・江西からの移民もいるが商業上、殆ど見るに足らず。
平 楽	広東人人口が最多、次いで湖南人、さらに江西人。
陽 朔	湖南人人口が最多、次いで江西人。
桂 林	人口は、1. 桂林、2. 広東、3. 湖南、4. 江西の順に多い。輸入貨物は尽く梧州から来る（湖南からは僅少）。
長 安	広東商人が人口の多数を占める（特に「木幫」の勢力大）。
興 安	広西・湖南両省の貿易の境界 （以北——湖南～漢口。以南——梧州～広東）
全 州	湖南人が市場を独占。

は湖南（ないし湖広人。中でも湖南人が多いようである）・江西出身者が多く（⑥⑫⑳），そして両者の中間地帯に当たる平楽府では広東・湖南・江西出身者が混住している（⑦⑨⑮）。また、表3は民国期の広西各地における商店経営者の籍貫に関する統計資料であるが、柳州において珠江沿岸の各地よりも湖南人の比率が高くなっている。したがって、広西北部＝湖南人、南部＝広東人、そして中間の平楽～柳州に両者が混住するという、広西における移住商人の大体の勢力範囲が判明するであろう（ただし、この勢力範囲には多少の時期的変動があったようであり、表4を見ると民国期において桂林や長安鎮等の広西北部の各地への広東人の進出が目立ち、興安県が両省人の勢力範囲の境界である、とまでいわれるようになっている⁵⁾）。

移住商人を出身県別に見ると、広東人については表2④に珠江デルタの順徳・南海・新会県出身の「塩商木客」が店舗を連ねていたという記事が見出される。広東の中でも、「南は富、北は貧」（嘉靖『広東通志』卷二十、民物、風俗、広州府）という明末の俗諺に端的に表現されるように、南部が経済的先進地域であった。とりわけ珠江デ

5) 桂林における勢力範囲の変動について、康熙26年[1687]には湖南・江西出身者が住民の90%を占めていた（表2⑥）のが、その後かなりの数の広東人が来住したようであり、表2⑫には、雍正11年[1733]には広東・江西出身者が多半を占めたことが指摘されている（この記事は広東人のめざましい進出を窺わしめるが、しかし湖南人の存在が指摘されていない点では誇張が見られる。表4や「広西省城遷丁清查保甲章程」〔ロンドン公文書館所蔵外務省文書125〕[佐々木 1967: 228-234]を見ると、湖南人もまた清末に至るまで桂林の人口のかなりの部分を占めていたことが判る）。

ルタでは明代中期以降、広州府や仏山鎮を中心に商業の顕著な発展が見られ、それに伴い商人が広東の他地域や外省、さらには海外へ進出する趨勢にあった（〔黄 1985: 187-236〕等）ことからすれば、おそらく広西に移住した広東商人の中でも珠江デルタの各県の出身者が多数を占めたであろう⁶⁾。なお、このほか、表2②に嘉応州・福建・江西出身の「客家」（「麻界人」）商人に関する記事があり、移住商人の中には（おそらく数量的には比較的少数であろうが）客家も含まれていたことが判明する。

湖南・江西商人の出身県名については、表2③には湖南の邵陽県出身者の記事が見出される程度で史料的に十分でないが、他に民国期の資料〔東亜同文会〔編〕 1926: 881-884〕に桂林の大商人の籍貫が列挙されており、そのうち、湖南では長沙・長沙府湘郷県・永州府祁陽県・宝慶府邵陽県が各2件、永州府零陵県・衡州府衡陽県が各1件、江西では吉安府蘆陵県が6件、南昌府豊城県・臨江府清仁県とが各1件である⁷⁾。

(iv)

移住の背景として、第1に、析出地と広西との社会経済的事情の相違を指摘することができる。広東の場合、すでに明代に一応の農地開発を終え、耕地面積に対して人口過密の状態となっており、商品経済の発展とあいまって商工業者人口の増大が見られた⁸⁾。また、湖南でも明代に農地開発を完了していた〔譚 1932: 82〕。他方、広西では「民は但だ耕植を知るのみにして、貿遷を諳ぜず」（表2⑤⑦）というように農業専従人口が圧倒的多数を占め、商業は未発達であり⁹⁾、また商業に従事する場合で

6) 陳思述『広西藤県民情』[1920]「第一類之八」に、

客籍藤に来るに皆商業を営み、移家する者甚だ少なし。其の人、広東省の順徳・南海・羅定を以て多しと爲す。

とあり、この推測がいっそう補強されるとともに羅定県の商人も多数来住したことが注目される（表2③にも羅定商人の進出が見られ、また民国『羅定志』巻一、地理、「風俗」に、羅定商人が広西・貴州・雲南・四川へ進出したことが挙げられている）。

7) このほか、〔広西壮族自治区編輯組〔編〕 1984: 88〕によると、1900年代以前、広西北部の龍勝庁に湖南の邵陽・武岡県からの行商が到来した。

8) 嘉靖『広東通志』巻二十、風俗、潮州府所引「旧志」（嘉靖『潮州府志』）に、

商は刀鋸を競い、工は淫巧に趨く。

とあり、その注に、

蓋し東南は地狭く民稠く、勢い工商を爲さざるを得ず。

とある。また『宮中檔雍正朝奏摺』第16輯・雲南総督鄂爾泰「奏陳粵西倉儲摺」（雍正8年4月20日）に、

即ち広東一省の如きは、末に務め農を賤む者多し。

とある。人口過密状態に対して、清代康熙～乾隆年間における人口の急激な増加や少数の地主への土地の集中〔梁 1987: 420-422〕〔邢 1981: 461-462〕の現象の発生もさらにそれに拍車をかけた。

9) 前掲『広西藤県民情』「第一類之二」によると、官僚郷紳を除く全県住民の9割を農民が占め、他の1割を店舗を持つ者と行商とを含む商人（3%）、工匠・職人（4%）、漁民（3%）が占めていた。また、同書「第四類之五五」によると、土著民で商業を経営する者は百中の二に過ぎず（千人以下）、その資本も1万両以下であったという。

表5 工匠の移住に関する主要史料

	時 期	移 住 先	析 出 地	関 係 史 料		典 拠
				原 文	摘 要	
①	雍正 4年 (1726)	平楽府 賀 県	不 明	賀俗尚質朴。(中略)男女皆力作。工皆外省之人，冬来春去，靡有常居。	工匠は皆外省人であり，彼等は冬に来て翌春に帰り，常居しない。	雍正『平楽府志』卷四，「風俗」
②	同	同 恭城県	同	表2⑩	工匠はすべて他省出身者。	同
③	乾隆 13年 (1748)	全 州	江 湖 西 南	工。土氓朴拙，不習技巧。業六工者十九，江右・湖南客民，伝食郷里，不常厥居，急求往々不能猝応。	六工を業とする者の9/10は江西・湖南の移住民であり，郷村を巡回し定居しないため急な求めには往々応じられない。	乾隆『全州志』卷一，輿地，「風俗」
④	道光 20年 (1840)	全 州 西延県	江 湖 西 南	工。土民以農為業，習芸事者少。往々江右・楚南客民，執其技，来此游食。然欲造作，須預為招致，不能立辦也。	地元民の多くは農業を営み，工匠は多くは江西・湖南人である。	道光『西延縣志』卷二，輿地下，「風俗」
⑤	光緒 元年 (1875)	全 州	湖 南 (零陵県)	邑中貧民無恒産者，多習手芸，其業不一。惟縫人尤夥，寧・道・永・江間，皆零民往為之。更有遠至広西全州等処者。	零陵県の裁縫師が全州へ到来。	光緒『零陵県志』卷五，風俗，「生計」
⑥	光緒 20・21年 (1894-95)	潯州府 貴 県	広 東	工。技粗而且陋，修器械，造宮室，必籍外境匠人。惟茅茨土階，或勉強自為耳。(中略)城郭多華居，各匠悉用外江。〔原注〕按。康熙初，鮑濟修「武当廟碑」，未尚刊，有湖広木匠・石匠姓氏。今用粵東匠。	茅ぶき屋根の粗末な家屋建築を除いて工匠は外省人にたよる。康熙初には湖広の木匠・石匠がいたが，今は広東人を用いる。	光緒『貴県志』卷五，紀人，「風俗」

⑦	19世紀 半以降	慶遠府 宜山県 洛東郷	湖 南	在可查の本郷近百年来的打鉄歴史中，湖南人来此開 鋪打鉄已属常事。他們早在一百多年前来到洛東地区 開炉打鉄，并把打鉄技術伝給当地的壮族人。	百餘年前に湖南人が洛東郷へ来て開業し鉄 鍛冶を行なう。当地のチェン族に打鉄の 技術を教える。	注 1
⑧	清末 ↳ 民国 25年 (1936)	柳州府 来賓県	広 東 湖 南 江 西	土民工藝，多樸拙，其營造，僅能築土牆木工，亦僅 粗笨几案与田家輸運之牛車。（中略）陶冶之属，県 境不及十家。（県城に近接する 8 墟について）各有 一二鉄匠，所製刀斧・環鍵・釘鉤及諸農器外，無他 物。並不能鑄釜鑊。銅器・錫器，尚無製者。（中略） 県民所需瓷器，粗者来自賓陽，精者則広東石湾物也。 （中略）絵画丹漆，暨雕刻結構稍涉於鉤心鬥角者。 如屏窗几榻之属，皆桂平・貴県，或広東・湖南外来 之匠為之。裁縫之工，道光以前，県城西門列肆而居， 皆江西人，多至二三十家。咸豊後來者，多湖南或広 東人。然罕能独力設肆。往々受傭伝食。	地元民にも木工・鉄匠がいるが，粗末な机 ・牛車・刀斧・釘などを作るのみで，釜・ 鍋・銅器・錫器は作る者がいない。磁器は 粗末なものは賓陽県から，精巧なものは広 東石湾（仏山）から来る。絵画や丹漆，彫 刻を施した屋根のへり，屏風，窓枠，机， 寝台などは桂平県・貴県や広東・湖南から の工匠が作る。裁縫師は，道光以前は江西 人，咸豊以後には湖南・広東人も進出。	民国『来賓県 志』卷下，歴 史，食貨，「農 工商業」

注1. [広西壮族自治区編輯組[編] 1986 : 36]

も、表2⑨から推測されるようにおおむね零細規模であった。

第2に、歴史的に形成されたところの人的特性の地域的相違が指摘される。とりわけ大貿易港広州を擁する広東人はつとに交易に従事し、「性巧みにして工商に善し」(表2②)という特性が形成された。この点について表2④によると、光緒年間の清仏戦争の際に広東商人が「尾を銜む」ように清朝軍に引き続いて龍州に赴き、戦争終了後締結された条約に基づき当地が開港されるや、他者にさがけて市場を牛耳るようになったことが述べられており、その卓越した商業的手腕が窺われるとともに、広西の商権が広東商人によって掌握されていったであろうことが予測される。

(2) 工匠

(i)

工匠の移住に関する史料は比較的少ないが、それらを表5に列挙した。これより、工匠の移住が清代康熙・雍正年間から開始され、以後清代を通じて行なわれたことが窺われる。なお①では、工匠は季節移住民であり、さらに③④から彼らは1カ所に定住せず県下の各地の郷村を巡回する居住形態をとったことが指摘される。

(ii)

工匠の分布地域について、表5の①～⑤は平楽府下の各県および全州、⑥は潯州府貴県であり、⑦は慶遠府宜山県、⑧は柳州府来賓県である。これより、移住工匠は清代初期～中期に広西中・北部や西江流域に進出し、清末以降には広西西部の内奥の地に至ったことが指摘される。

(iii)

工匠の出身地について、表5の③～⑤、⑦⑧は湖南出身者、③④⑧は江西出身者、⑥⑧は広東出身者であることから、湖南人が比較的多数を占めたように思われる¹⁰⁾。この点について、民国『平楽県志』巻二、社会、民族、「本邑漢族之来源」に、

東粵より来る者、多く商肆を設け、三楚より来る者、多く工業を操り、江西・福建より来る者も亦た人に乏しからず。

とある。先述のように湖南人で商業を営む者も確かに存在したが、しかし一般に広東人は商業を、「三楚」＝湖広人は手工業を営む、という特徴があったようである。

(iv)

工匠の移住の背景として、先の商人の場合と同様、析出地での人口過密と経済的発展、広西の地元民の農業専従の生活様式が想定される。加えて、表5の⑧に少数派で

10) なお、一部の地域では時期により勢力の変動が見られた。例えば表5⑥によると貴県では康熙年間に湖広人の木匠・石匠がいたが、後に広東人にとって代わられた。

	時 期	移 住 先	析 出 地	関 係 史 料		典 拠
				原 文	摘 要	
①	万曆 6年 (1578)	平楽府 昭平県	隣 省 (広東・ 湖南)	文化里，離城二百廿五里。前属猪獠，王化不及。至万曆六年，始征平伏。一里分為十排，丈田定賦，招佃耕輸。一二三四五十排，係鄰省遷居之民，開戸立籍。六七八九排，係平伏招撫之獠人，開戸立籍。	チュアン族の蜂起を鎮圧した後，文化里を10排に区分し，その中の計6排に隣省からの移住民を招き定着させた。	乾隆『昭平県志』巻七，猪獠，「潘文成の言」
②	同 46年 (1618)	柳州府 羅城県	湖 広 広 東	本県僻処山隅，猪獠雜居。明朝戊午大荒，死亡過半。湖広・広東各処新民，承耕荒田。然祖孫父子相繼，習俗相染。	大凶作で住民の過半数が死亡したため，湖広・広東から移住民が荒田を承耕。	『古今圖書集成』一四〇九，柳州府，田賦考，羅城県
③	康熙 28年 (1689)	慶遠府 宜山県	広 東 (陽山県)	楊彪，河南人，康熙二十八年，以軍功授柳慶協副將。時演變兵燹後，郊外蕭条。彪嘗登会仙山，見四面，荒榛匝野棄地。因招諭粵東陽山県流民，給予牛種，令其墾種雜糧。遂成村落，名曰陽山村。世耕其地，並無賦役，只歲供本營竹草差使。	吳三桂の反乱後，荒廢した田土を広東陽山県から来た流民に耕作させ，雜糧を栽培させた（この流民の村落を「陽山村」と命名した）。その際，税役軽減措置をも実施した。	道光『慶遠府志』巻十四，職官，官績，「楊彪伝」
④	雍正 4年 (1726)	平楽府	広 東 (陽山県)	山可種花，地可種麻。而土著之民，皆不習勞，往々招広東陽山人，種植地土，主収私租。	地元民が広東陽山県から来た移住民を（山地に）招佃。	雍正『平楽府志』巻二十，外志，「陋俗」
⑤	同 5年 (1727)	容 県 北流県 博白県 宣化県 桂平県	惠州府 (永安・ 興寧・ 帰善県) 潮州府	本年貳月拾叁日，拋容県知県王激震詳称，「日有広東惠潮饑民，於県境停泊，過往向北流・博白而去」。(中略)即飛檄与東省接壤之梧州府・鬱林州所属各県，凡有東省被災地方流来饑民，即便查明姓名籍貫及男婦大小人口数目。其別無生計者，即設法安插。(中略)在宣化県及桂平県耕種者，惠州府永安県民張崑山等貳拾叁名口。興寧県民。(中略)帰善県民。(後略)	広東惠州・潮州府の「饑民」が容県を経て北流・博白県へ移動しているという報告をうけて，官側が饑民の姓名・人数等を查明した上で，生計の手段のない者を定着させる措置をとった。その結果，饑民中の永安，興寧・帰善県出身者若干名が宣化・桂平県に定着することになった。	『官中檔雍正朝奏摺』7輯，韓良輔「奏報撫卹饑民摺」

⑥	同 11年 (1733)	(府県名) 不明	広 東 (沿海部)	竊査。雍正伍年以前、粵東沿海地方、叠遭水患。無籍貧民、頗多移往广西・四川二省及渡海至閩省・台湾謀生者、而惠潮二府遷民更衆。数載以来、伊等各在彼地、主聚力作、其携貲仍回本籍者、固不乏人。而暫回復去、及搬眷同往者亦多。計其来往之期、俱在冬春二季。	雍正5年以前に広東沿海部で度々水害が発生したために「無籍貧民」、特に惠州・潮州府の者が广西・四川・台湾へ移住した。移住先で成功を収めた移住民には、財貨を携え帰郷する者、一旦帰郷して家族を同伴して再び戻る者が、ともに多くみられた（往來の時期は冬・春）。	同21輯、鄂彌達「奏請移居外省人民搬眷同往摺」
⑦	同	柳州府 慶遠府 太平府	広 東 湖 南 ベトナム	浪。本隣省亡命者。来自粵東、曰陽山人。自湖南、曰麻山人。自交夷、曰隆人。均謂之浪。受撫則為浪民、否則逃入大沢為群盜、謂之浪賊。狀類猺、而獷悍甚於獺。柳・慶・太諸郡、間有之。	隣省からの亡命者（広東陽山人・湖南麻山人・ベトナム隆人）を「浪」といい、その行動によって「浪民」・「浪賊」の区別がある。	雍正『广西通志』卷九二、諸蛮、「浪」
⑧	乾隆 初	龍勝庁	湖 北 湖 南 江 西 広 東	（龍勝）庁地、本属苗疆、向無土著民人。溯自設庁以来、招集開墾、各省客民、自其祖父、於乾隆初年、由湖北・湖南・江西・広東等省、流寓斯土、迄今百有餘年、生齒日繁、戸口逾万。	乾隆初、統治権力の開墾奨励策により、湖北・湖南・江西・広東から入植した。	張聯桂『張中丞奏議』卷一、「請設龍勝庁客民學額摺」
⑨	同 19年 (1754)	慶遠府 (宜山・ 永定・ 永順県)	広 東 (陽山県)	浪。其先自広東陽山県亡命而來。又曰陽山人。語言百世不變。宜山・永定・永順多有之。自為一類、不与別種人通婚姻。性好種畚、即自有田業、亦使人佃耕、而收其息。居無定所、土瘠即去。	広東陽山県から亡命して来た「浪」（「陽山人」）は、独自の言語を堅持し、同類意識が強く別種の人とは通婚しない。山地焼畑移動耕作を行ない、平地は小作に出す。	乾隆『慶遠府志』卷十、雜類、「諸蛮」
⑩	同	慶遠府 (宜山・ 天河県)	広 東	矮子。其先来自東粵。但与陽山人言語又別。宜山・天河間有之。亦好種畚、且多種烟葉・油麻・豆麦之類。	広東から来た「矮子」（陽山人とは言語が異なる）は、焼畑を行ない、タバコ・油麻・豆麦を栽培。	同上

⑪	同 21年 (1756)	鬱林州 陸川県	広 東 (?)	城之南，語音有似翁源，謂之新民，又謂之叟子。	「新民」=「叟子」（語音は広東翁源県に似る）が城南に居住。	乾隆『陸川県志』卷十二，「風俗」
⑫	同 30年 (1765)	全 州	不 明	全人，非稻不飽，故以種稻為恒産。其諸穀，俗名雜糧，皆客民樵植於山谷高原泉水阻絶之處，偶佐饔飧，歲雖歉不害。唯稻不登，民斯病矣，故老農不辨黍稷粟麥者甚多。	地元民は水稻を栽培するのみ（老農も雜糧の種類を判別できない）であるが，客民は山間の泉水もない処に雜糧を栽培。	乾隆『全州志』卷一，輿地，物産，穀類，「按」
⑬	乾隆・ 嘉慶 年間	潯州府 貴 県	広 東 (潮州・ 惠州府)	貴地土著，祇有韋覃農黃鄺五姓。五姓之外，多係各処來此占籍。原無土來之分，乾隆・嘉慶年間，漸有潮・惠二処人來居住，謂之來人。至道光初，則種類繁矣。其人不与村衆為鄰，築屋另居。男女力作，不變鄉音，良善者多務耕読，守法畏官，与土人無異。	貴県では5姓（韋・覃・農・黄・鄺）以外の姓は移住民。もとは「土來の分」はなかったが，乾隆・嘉慶年間に潮州・惠州府の人が來住し「來人」といわれるようになった。「來人」は村民から離れて居住し男女を挙げて勤勞し「郷音」を変えない。	梁廉夫『潛齋見聞隨筆』「來人記」
⑭	(乾隆?) ～道光 年間	同	広 東 (惠州・ 潮州・ 嘉應州)	貴県土著，惟農黃覃鄺韋各姓。餘俱外來占籍者。今概稱為土人。独於粵東惠・潮・嘉遷來之人，無論其年代遠近，均謂之來人。以其離故土而不變鄉音也。其人自成村落，或三五家為一村，或一家為一村。	土著の5姓と「外來占籍者」とを「土人」と稱し，惠州・潮州・嘉應州から來た者は到來年次の新旧を問わず，郷音を変えないため「來人」といわれる。來人は自ら村落を成し1～3,5家でも1村をなす。	光緒『貴県志』卷五，紀人，「風俗」
⑮	同	同	広 東 福 建 江 西	狹人。潯境四属皆有，惟貴県繁多。始広東・福建・江西遷來者，故曰來。以其慣呼艾と愛，又曰狹。其風俗，与居民無異。男女俱勤農事，不憚辛勞。故春耕秋穫，較之他田，獲利倍多。居積之家有田者，咸願批与耕種。其廬止跨居田中，旁無鄰舍。然族党之誼甚篤，遇有仇敵，及好勇鬥狠，一呼百諾，荷戈負鍤而至，譬不畏死。故土人・來人常有口角相爭，釀成械鬪之案。	「狹人」は特に貴県に多く，広東・福建・江西から移住したために「來」という。「艾」・「愛」と呼びあう習慣があるので「狹」ともいう。彼等は男女を挙げて農作し勞苦を厭わないので他の者の田より収穫が倍もある。田間に孤立して居住するが，族党の誼に篤く，事あれば武器をもって集結し，土人と争う。	同治『潯州府志』卷四，疆域，「風俗」

⑮	乾隆年間 道光9年 (1829)	宜山県	湖広 南東 貴州 州建	宜邑、自乾隆年間、漢民墾地、藝豆曰五月黄・六月黄二種、歳獲数十万石。又種蔗煎糖、歳獲数万石。其蜜溪山崗、近皆為楚粵黔閩人、墾耕包穀・薯芋・瓜菜等物、行見生齒日繁、地無遺利矣。惟土蜜仍多懶耳。	乾隆年間から漢民が黄豆や蔗糖を栽培していたが、近来、湖南・広東・貴州・福建からの移住民が「蜜溪山崗」に進出し雑穀を栽培し、「地に遺利無い」ほど山地を開墾した。	道光『慶遠府志』卷三、地理、風俗、耕植「按」。
⑰	道光末	紫荆山	広東	潯梧之交、有大山、曰紫荆。延袤七百餘里、界平南・桂平・武宣・象州四邑。平闊処有村落四十二餘区、深林密菁、人跡罕到。惟粵東無業貧民、利開墾者往焉。	紫荆山中の森林が密生し、「人跡到ることまれ」な処に広東の「無業の貧民」が入植。	『賊情匯纂』卷十一、賊数、「老賊」
⑱	同	潯州府	広東	又外郡地多山場曠土、嚮招粵東客民佃種。数世後、其徒益繁、客主強弱互易。	先に広東からの移住民を招き小作させたが、数世代の後には移住民の人口が増加し「客・主」の勢力関係が逆転。	龍啓瑞『經德堂文・内集』卷二、「粵東団練輯略序」
⑲	道光末 咸豐初	広西 全域	湖広 南東 福建	柳・慶・桂・平四郡、楚南墾荒貿易者多。粵東間有民人、亦略相等。閩省差少。梧・潯・南・鎮・鬱等府州、半与東境毗連。墾荒貿易占籍者、多数東人。閩人間亦有之。	柳州・慶遠・桂林・平樂府には湖南・広東からの商人・農民が多く、梧州・潯州・南寧、鎮安府と鬱林州には広東からの商人・農民が多く移住（福建人もやや少数ながらいる）。	『皇清經世文統編』卷94、兵政、剿匪、嚴正基「論粵西賊情兵事始末」
⑳	咸豐年間	平樂府 荔浦県	広東 (恩平県)	恩平客人、咸豐間、避禍来荔、散処四郷、而松林・所底一帶尤夥、稱為客民。	咸豐年間、恩平県から戦禍を避けて来住し四郷に散処。	民国『荔浦県志』卷三、「風俗」

②①	同治 10年 (1871) 以前	平楽府 賀 県	広 東	照得。賀邑幅輒最広。処々与東省毘連、因而東省各府州県之人、無業者、則来此種山。挾資者、則来此貿易。或寄居已伝三四代、或往来已積数十年、原与土著無異。無如郷音未改、在土人猶目之爲客。	広東人の「無業者」が賀県へ来住し山地に入植したり商業を営み、3、4代経過するか数十年も地元民と往来すれば地元民同様になる。ただし、「郷音」を改めないものは地元民からあくまで「客」と見做される。	張聯桂『問心斎雜録』巻下、「勸土客破除成見彼此和睦示」
②②	同 13年 (1874)	梧州府 蒼梧県	広 東 (惠州・潮州府)	(黍、蕎麦、芝麻、落花生、芋について) 皆恵・潮人佃種於山者。	惠州・潮州府からの移民が山間で雑糧を佃種。	同治『蒼梧県志』巻十、食貨、物産、「百穀之属」
②③	咸豊 年間 光緒 12年 (1886)	広 西 全 域	広 東 湖 南 江 西	西省、自軍興以後、土著絶少。以十分計之、粵東居其三、湖南居其二、江西居其一焉。地本瘠薄、而人尤游惰。客民開山墾地、勢頗強横。游手無賴、因之日多。	戦乱（太平天国運動）を経て土著人口が大幅に減少し、移住民人口が増加（全人口中、広東人が3割、湖南人が2割、江西人が1割を占める）。	徐宗亮『帰廬談往録』録二
②④	光緒 元年 (1875)	梧州府 懷集県	広 東 (惠州、韶州、嘉应州、清遠県)	客民、各省俱有、惟東省尤衆。(中略) 恵・韶・嘉及清遠人、多做地種藍。	移住民中、広東人が最多。惠州・韶州府や嘉应州・清遠県人は藍を栽培。	光緒『懷集県志』巻一、「興地」

ある地元民工匠の技術的後進性が述べられており、この点も要因の1つに挙げられる。

(3) 農民

(i)

農民の移住時期について、表6によると計24例中、明代が2例、清代が22例である。明代の事例はいずれも明末万暦年間である。清代の事例のうち、康熙～乾隆年間が14例(③～⑬)を占めているが、乾隆以降も事例は少なくないことからすれば、移住は清代を通じて絶え間なく行なわれたように思われる。そうだとすれば、全体的傾向として移住は明末に開始され、康熙～乾隆年間に本格化し、そしてその後も引き続き行なわれたことが指摘されよう。

(ii)

表6から移住農民の分布地域がほぼ広西の全域に及んだことが一見して明らかである。すなわち、桂林府全州(⑫)・平楽府(①④②②①)・梧州府(⑤②②④)・潯州府(⑬～⑮, ⑮⑮)・鬱林直隸州(⑤⑪)はもとより、柳州府羅城県(②)・慶遠府(③⑦⑨⑩⑬)や桂林府龍勝庁(⑧), さらに土司地区(⑨の永定・永順)等、当時の広西において辺境地帯に分類される地域にも進出した。同時に、移民は平地のみならず、④⑧⑨⑩⑫⑬⑮⑮に示されているように、「人跡未到」(⑮)・「蠻溪山崗」(⑮)と言われた処を含む山間部にも進出し、そこで焼畑耕作(⑨⑩)を行ない、雑穀を栽培した(⑫⑬②②)。この山地への入植はとりわけ乾隆年間以降に顕著であり、したがって平地への移住民の入植がその頃までにほぼ完了したことを窺わしめる。

(iii)

移住農民の出身地について、表6⑮より、梧州・潯州・南寧・鎮安の西江沿岸の各府では広東人が多数を占め、柳州・慶遠・桂林・平楽の広西中～北部では湖南人のほかに広東人が進出した(他に少数の福建人も含まれる)ことが判明する。若干の時期的変動があり、また湖南・広東のほかに江西(⑧⑬②③)¹¹⁾や福建(⑬⑬⑮), 湖北(⑧), 貴州(⑮)からの移住民も見られたものの、先の商人・工匠の分布状況とほぼ一致することからすれば、これを移住民全体の分布状況と見なすことが可能である。しかもそれは、徐珂『清稗類鈔』(1917年刊)、方言類、「桂林正音」に示すところの、平楽府昭平県を境として、以北には西南官話に属する「桂林正音」が、以南に「粵東音」が通行するという言語分布の状況とも矛盾するものではない¹²⁾。

11) 表6⑮によると、太平天国以降の時期における広西の住民中、広東人が3割、湖南人が2割、江西人が1割を占めていた。

12) なお、民国『來賓県志』上篇、人民、「方言」に、

潯・梧・鬱林諸属、東省に接壤すれば、広州語のみ独り通行す。広州語なるは、嶺南粵語のノ

ところで、広東出身の移住農民の中に「客家」系集団を思わせる移住民が少なからず含まれている事実が注目される。例えば、潮州¹³⁾・惠州人（⑤⑥⑬⑭⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）¹⁴⁾、嘉应州人（⑭㉔㉕）である。さらに「陽山県」出身者（③④⑦⑨）や「矮子」（⑩）・「𪗇子」（「新民」, ⑪）・「𪗇人」（⑮）という称谓で表現される集団も見出されるが、これらについて広東陽山県には客家が少なからず居住していた（道光『陽山県志』巻二、輿地下、「風俗」）¹⁴⁾ ことからすれば、それが客家である可能性が指摘される。また、「𪗇」について〔牧野 1953: 14-15〕は、「客家語では「我」を「𪗇」と呼ぶので（広東省の雷州半島では——筆者補）客家語を𪗇話と言う」と指摘している。また「矮」と「𪗇」とは音通（ai）である。さらに表 6 ⑮に「𪗇人は来とも曰い、艾・愛と呼びあう習慣があるので又た𪗇とも曰う」という記事がある。したがって「𪗇」=「𪗇」（艾・𪗇）であり、「来人」とともに客家を示すことが明らかである¹⁵⁾。

(iv)

農民の移住の背景として、まず先述の析出地での社会経済的事情が考えられる。加えて、析出地での自然災害の発生がそれに拍車をかけた。例えば表 6 ⑤⑥に雍正年間、惠州・潮州等の広東沿海地帯での水害により大量の「饑民」（⑤）・「無籍貧民」（⑥）が発生し、四川・台湾や広西への移住が行なわれたことが述べられている。

移住先の広西側の事情についていえば、他省に比較して農地開発の面で後進地域であり、加えて飢饉（①）、および明清交替期や太平天国期をピークとする戦乱〔例えば、明代中期～末期のチュアン族の蜂起（①）、清初の南明政権の興亡と呉三桂の反乱（③）、さらに清末の太平軍の興起（⑳）〕により農地荒廃・労働力不足の状態がた

網なり。桂林官語は僅かに官署に行なわれるのみにして、紳衿の間乃至學塾の生徒の誦詩讀書も亦た皆な広州語なり。謂う所の桂林官語なるは、即ち士夫も亦た未だ通曉せざるなり。とあり、珠江流域の潯州府・梧州府・鬱林州では広州語が紳士層や学生にいたるまで広く通行していたが、ただ官庁においてはわずかながら桂林官語が使用されており、したがって広東語通行地域でも官庁用語としては官語が使用されていたことが指摘される。

13) いわゆる「潮州人」を指すのではなく潮州府に住む客家を指すと思われる。光緒『嘉应州志』巻七、「方言」に見える「客話」地域の中には潮州府下の大埔・豊順県が含まれている（この2県は〔羅 1933(1975): 95-96〕でも「純客住県」に挙げられている）。

14) 「陽邑」地広くして人稀なり。土著の小民、耕鑿に怠なれば、凡そ山場の以て用工して開墾す可きは、恵・嘉（応）等処の客民の耕管して利を獲るを聴し、自らは窮苦に甘んじて与に争ふこと無し。」

なお、表 6 ⑩では、この陽山人と「矮子」（後述のように客家である）とは言語が異なるとされている。

15) 〔羅 1933(1975): 96-97〕によると、広西では次の13県に客家が居住していた。武宣、馬平、柳城、藤县、桂平、平南、貴县、博白、鬱林、陸川、北流、贺县、象县。なお〔劉〔策奇〕 1925: 1-2〕によると、客家は各县の郷村に散布しているがその数たるや非常に少ない、しかしその中で馬平、武宣、柳城の3県所属の郷村住民の大半は客家であるという。また、これらのほか、地方志からは三江・上林・田西・崇善・思楽の各县にも客家の分布が認められる（なお、〔广西統計局〔編〕 1935: 163-164〕では、広西の98県中31県に客家語が通行している）。

びたび発生した。以上のほか、統治権力の側から勸農政策の一環として移住民の入植が推進されたこと(③⑧)も重要な要因であるといえる。

以上の検討により、移住の大勢がほぼ明らかになったが、次に移住民の広西における具体的な活動の実態を見ていくこととしたい。

2. 移住民の存在形態

本章では、移住民の広西における存在形態について、彼らの生活形態や経済活動、技術、および地元民との関係等の諸点から検討したい。

(1) 商人

移住商人の存在形態について、(i) 地元商人との関係、(ii) 移住商人の経済活動の具体的内容の2点を検討する。

(i) 地元商人との関係

そもそも広西の土著民は、「但だ耕植を知るのみにして、貿遷を諳ぜず」(表2⑤⑦)と表現されるように、人口の大半が専業農民であり、商業人口はきわめて少数であった。その上、地元商人は外省出身者に比較して、資本や経営の規模の面では格段に劣勢であった。地元商人と移住商人との相違については、次の事例が有力な材料となる。

(A) 鄭献甫『補学軒文集』続卷一、「貴陽両広会館記」

嶺南東路、行賈の者、多く四方に走る。而るに嶺南西路、市に趨く者、一邑を出ず。故に天下都会の処、皆粵東の邸舎有るも、粵西の邸舎無し。

(B) 光緒『修仁県志』、「風俗」

商は則ち釀酒磨腐もて、背に負い肩に挑ぎ、数十里の間を往来するのみにして、他郷に往きて以て利を謀る者鮮し。

(C) 乾隆『全州志』卷一、輿地、「風俗」

商、全(州)に大賈無し。凡そ典と行、皆な之れ無し。其の菽粟鷄豚酒蔬器用の属、郷里の小民、随処に貿易し、以て朝夕を謀るに過ぎず。奇贏を操り、塵市に坐し舟車を走らす者は、俱に土著の民に非らず。十餘年来、物価倍徙し、客籍の素封にならざるは無し。近日、海鯨競販するに、潤下の利を握り、華屋美衣の者又た戸を^{なら}比べて是れなり。

すなわち、地元商人の大半は、商品を「背に負い肩に挑」いで郷村を巡回して行商する商業形態(B)をとり、しかもおおむね「郷里の小民」が「朝夕を謀る」ため従事

する(C)にすぎず¹⁶⁾、その商業圏も「(県内の)数十里の間」(B)ないし「一邑(県)」(A)程度の狭い範囲に限定されており、四方に赴いて広く商業を営み随処に「邸舎」=会館を設立する広東人と比較すると対照的であった(A)。その販売商品も穀物・鶏豚・蔬菜(C)、豆腐(B)、酒(B・C)といった日用食料品に限られ、利益の大きい塩等の販売¹⁷⁾は「客籍」の手に握られていた(C)。しかもその行商的経営形態からすればごく少量の商品を運搬できたのみである。他方、移住商人は、「舟車を走ら」せて大量輸送を行ない、運搬した商品を「塵市」=県城内の店舗で高値で販売して多大の利益を獲得し、その結果「素封にならざるは無」く、「華屋美衣」の者が軒を連ねるにいたった(C)¹⁸⁾。取扱商品やその市場の相違を考慮すれば、移住商人と地元商人とが競合的であったとは、ただちに断定できないが、しかし「稍や巨きな商業は多くは広東の来客がこれを操る」(表2⑩)と言われるように、大規模な商業は移住民にほぼ独占的に掌握され、地元民は「富戸寥寥」(表2⑩)で「士衿毎に治生を以て苦と為し」(表2⑦)、地元商人も「賤商に沈迷する」(表2⑭)境遇に置かれ、郷村部や交通不便な奥地で零細な行商を営むか、さらに場合によっては移住商人の傘下に入らざるをえなかったように思われる¹⁹⁾。

(ii) 経済活動

移住商人の広西における活動について、まずその取扱商品の品目と流通状況について検討しよう。取扱商品について表2によると、①では「豪強の商賈」が梧州府で土地の「里老」と結託して木材を「山を尽し」て採取し、筏に組み(珠江経由で広東へ)移出している。また、②では広西からは木材と穀米とが、広東からは塩が移入されて

16) しかも専業の商人のみならず、農民が秋収後の農閑期に兼業する場合も多く見られたように思われる。この点について、民国期の事例であるが、民国『平樂県志』巻七、産業、農産、「農業」に次の記事がある。

農隙に挑運の小販を兼営し、各墟市に赴き貿易する有り。陰曆八九月及び冬季を以て多しと爲す。

17) 後述するように、広東商人が広西で買いつけて広東へ大量に移出した穀米・木材も利益の大きい商品といえる。

18) 移住商人と地元商人との居住形態にも相違が見られた。すなわち移住商人は府県城内に(表2⑥⑧⑩)、地元商人は郷村に(同⑥)居住していた。

19) 移住商人の進出に伴って、特に清末から民国期において地元商人が市場を求めてより奥地へ移住するような場合も見られた。この点について[広西壮族自治区編輯組[編] 1985a: 136]によると、武鳴県双橋墟では広東人のほか、合浦・永淳・欽州一帯から商人が到来し、また[広西壮族自治区編輯組[編] 1985b: 51]によると、同県清江郷では玉林(鬱林)・賓陽・上林一帯から、[広西壮族自治区編輯組[編] 1985b: 84-85]によると、上林県巷賢墟では南寧・賓陽・玉林から到来したという。

また民国『永淳県志』巻二、「風俗」に、沿江の漁民が、自製の船艇を操縦して当地の特産物(甘蔗、薯芋、頭菜、柴炭)を輸送するほか、商人に雇われて塩や陶器を南寧・百色・龍州へ輸送して販売し、帰途に雑貨を持ち帰ったり、また当地から穀米等を貴県・梧州へ輸送していたことが述べられている。

いる。さらに④では、珠江デルタ各県の塩・材木商人が梧州城内に店舗を連ねている。以上から、明代中期～末期には広東から塩が移入され、広西から木材・穀米が移出される流通状況が見られ、その交易拠点として梧州が繁栄したことが指摘される。

清代に入ると、先述のように広西内陸部への移住が進行するにつれて梧州のみならず他の府治や県治・墟市も交易拠点として繁栄した。交易品目に関して、特に穀米の輸送は増加の一途をたどり、「東省の民食の大半は給を西省より取る」(『宮中檔雍正朝奏摺』第20輯、広西巡撫金鉉「奏報早禾收成分数摺」〈雍正10年8月6日〉)状況下に、広西各地から集められた穀米が西江中流の墟市(表2⑰の戎墟、⑱の永和・大宣墟等)を経由して広東へ搬運され、その間にあって広東商人が穀米の買い付け・管理・輸送・販売の過程において活躍した²⁰⁾。また、木材の移出についても穀米同様活況を呈し、濫伐のため供給地が広東に近接する地域から次第に広西西北部へと移り、清末以降には貴州省との省境地帯が中心となり、柳州や長安鎮等の柳江沿岸の木材集散地には広東の材木商人が店舗を連ねるにいたった(表4の柳州・長安の項に「広東幫」、広東「木幫」が見出される。なお、穀米・木材のほか、桂皮や漢方薬材料も広西の重要な輸出商品であった。広東からは塩のほか、特に清末にアヘン〔表2⑳〕や輸入綿糸〔表2㉑〕等が移入された)。

これらの穀米・材木商人のうち、大規模なものの大半は広東人であり、非漢民族を含む地元民はその供給者であるか、もしくは輸送の際の労働力を提供するにすぎなかったようである。例えば、チュアン族を含む地元農民(特に西江・桂江沿岸の住民)は移住商人に穀米を供給したが、この点について、康熙年間の平楽県の事例を挙げると、「外来の遊棍」(おそらく広東の米穀商人を指すものと思われる)が「本地の奸徒」と結託して春の耕種の際に農民に対して銀銭の前貸しを行なった。そして秋収時に穀米を買い付けて屯積し、米価の変動を見て輸送し、利益を独占していた。このため、新米が出回る頃には(米価が高騰し)民家には炊事の煙も上らないというありさまであった。農民は、貧困なるがゆえに目の利益に動かされて耕種のときに銀銭を借り、したがって秋収時に穀米を手放し、そして騰貴した穀米を購入して翌春まで食いつながざるをえなかった。それは「自分の身体を肉を削って瘡を治療する」行為にも似て、結果的にはよりいっそうの貧困状態に陥っていくことになったという[康熙『平楽県志』巻六、物産、(康熙48-57年頃の知県)黄大成の言](後述するように類似の事例はチュアン族のもとにも見られる)。また木材輸送について、民国期の事例であるが、

20) 広西米の広東への移出(「西米東運」)の状況については、[安部 1957: 120-213]、[西川 1978: 155-158]、さらにその制度的運営については[稲田 1986a: 90-105]が参考となる。

〔劉〔錫藩〕 1934: 124-125, 255〕によると、貴州省との省境地帯および貴州省に杉が多く産出したが、育樹するのはミャオ（苗）族・ヤオ（瑤）族・トン（侗）族であり、特にミャオ族は育樹・伐採を行なうほか、さらに産地から柳州まで筏で運搬した。苗山の土地の9割が漢族商人（柳江沿岸の融県々城・長安鎮・古宜鎮等の地に居住する広東商人）の所有となっており、木材の利益はもっぱら商人の手中に帰し、ミャオ族はわずかな工賃を得るのみであったという²¹⁾。

なお、移住商人の中でも、湖南・江西人は広東人と比較すると小規模であったようである。その取扱商品も「鶏魚羊豕之類」（表2⑥）や「蘇木・鉄條等」（表2②）。この場合、広西からは棉花・白糖等が移出）の日用食料品や雑貨にすぎなかった（なお、表2の②では鉄製品が商品とされているが、先述のごとく鉄鍛冶を含む移住工匠には湖南人が多かったことを考慮すれば、鉄器の製造・販売において湖南人が果たした役割の大きさが窺われよう）。この点について表2③には、経営規模において広東人が最大であり、次いで湖南・江西人、さらに本県および広西の他県人の順とされている。また、民国『象県志』巻二、人口、「人口之移動」には、商業形態に関して、広東人が商店経営、湖南人が行商（と「勞工」）という明確な分類がなされている²²⁾。かくて、全体としては広西が後に「粵人（広東人）の殖民市場と言っても過言でない」〔千・韓・呉 1936: 20〕とさえ言われるようになっていったのである。

以上の検討から、資本の上で勝る移住商人、とりわけ広東人が穀米・材木を中心とする商業活動を行ない、地元商人を凌駕して利益を独占的に掌握するとともに、広西の経済権を掌握したことが指摘されるであろう²³⁾。

(2) 工匠

先の表5③④によると、湖南から来住した工匠は移住先では一個所に定住せず各地を巡回して注文に応じて営業を行なう生活形態であった。その理由として、概して零細経営であったことが挙げられるが、しかし広西の地元民には鉄鍛冶や石工の、さら

21) この点について路偉良も、融江・榕江沿岸の杉木の産地では漢族「山主」がその所有権を持ち、ヤオ族やミャオ族は山主から借金をして杉の植林を行なう「山丁」の境遇に置かれていたことを報告している〔路 1944: 36-39〕。

22) 「広東・湖南及び本省の潯（州）・梧（州）・鬱（林）の各地より象境に移入する者、則ち近数十年來日に日に増多せるを見ゆ。其の広東より来る者、大都商業を經營し湖南より来る者、多数は肩挑の小販たりて、餘は皆勞工の輩なり。」なお、先述のように、湖南人はどちらかといえば手工業の方面に卓越していた。

23) なお、移住商人はまた、高利貸を行ない、さらには資本を土地に投下し土地集積をも行なった。〔西川 1978: 144-153〕は、このような商人（広東商人）の典型である貴県林氏について、その系譜・興隆の過程・活動の実態を分析し、米の投機的売買を通じて蓄財し、商人・地主・高利貸として三位一体的発展を遂げ、さらに郷紳として権力とも結びついていった過程を明らかにしている。

には室内調度品などを製造する技術が欠如しているか、もしくは技術水準が低段階にあったと思われる、したがって外来の工匠に対する需要は高かったようである。表5の③には地元民が工匠に発注しようとしても（定居していないので）すぐには対応しきれないことが指摘されているが、この点について民国『全県志』第二編、社会、「風俗」に次の記事がある。

工は惟だ泥水匠のみ頗る多く、陶工・縫工、土著の者、間々之れ有り。木工・石工・冶工に至りては、則ち土著に幾ば人無し。室を作り器を製るに、必ず永・宝等の処より来る流寓の者に藉る。近来興造繁ければ、多くは値を索むること昔に数十倍たり。又た、城郷に伝食し、その居を常にせざれば、急に僱うも往々にして応手する能わず。其の僱に應ずる者も亦た多く作態し要挾すれば、主人須らく奉ずること上賓の如くすべし。（中略）故に湘省工人の全に來る者は、幾ば市鎮郷村に遍きかな。

すなわち、民国期の全県においても鉄鍛冶や木工・石工はもっぱら湖南（永州・宝慶府出身）からの移住民に依存していたが、彼等はやはり定住しなかったため火急の注文には応じきれなかった。また、応注した場合でも高額の手賃を要求し、さらに雇主を脅迫して待遇の向上を企図したので、雇主は彼らを賓客同様に待遇する必要があった²⁴⁾（かくて湖南人工匠が都市・農村を問わず県内各地に広範に分布することとなったという）。

なお、注意したいのは、工匠が同時にチュアン族を含む地元民に技術を伝える役割をも果たした点である。例えば、表5⑦によると、宜山県では19世紀半頃に湖南から鉄匠が到来して営業するとともに、地元のチュアン族を徒弟として雇用し、鉄鍛冶の技術を伝えた（ただし犁先などの製品の品質について言えば、湖南人の製造したものの方が比較的優れていたし、またチュアン族の鉄匠は農民の兼業にすぎなかった[広西壮族自治区編輯組〔編〕 1986: 11, 35-42]）。

以上のように、比較的高水準の技術を持つ外来（特に湖南）の工匠が広西で活動を行ない、鉄鍛冶や石工等の需要をほぼ一手に担い、また技術の伝播者としても一定の作用を果たしたが、しかしおおむね零細規模であったため移住先の経済権を握るまで

24) [路 1944: 44]によると、鉄匠は山地のヤオ族・ミャオ族地区では司祭者たる「師公」と同等の地位に置かれ尊敬の対象とされた。なお、鉄匠は材料（生鉄）を山麓の市場で仕入れ、5、6人の徒弟を帯同して入山した。山中の比較的人口の多い地点に小規模な作坊を開設して本拠とし、そこからさらに遠距離の村落へ行く場合には村はずれに粗末な小屋を建て営業を行ない、3、4年後に再び元の作坊へ戻った。

にはいたらなかったように思われる²⁵⁾。

(3) 農民

先述のように清代を通じて広東（客家を含む）・湖南等から農民の移住が行なわれたが、農業開発の面で後進地域であった広西では入植した移住民が土地を獲得することのできる可能性が他省に比較して高かった。加えて、移住農民は地元農民よりも先進的な農業技術を持ち、それにより高収益を挙げることができたと思われる。

地元民と移住民との農業技術の相違について、まず雍正2年[1724]閏4月17日に広西巡撫韓良輔が行なった次の奏摺「奏陳粵西招徠墾闢管見摺」から地元民の農業の主要な欠点を把握することができる（『宮中檔雍正朝奏摺』第2輯）。

臣査するに、粵西は土曠人稀にして、一望するに皆な深篁密菁たり。（中略）柳（州）より桂（林）に達する沿途、見（現）に棄地頗る多し。其の故を細さに思うに、大抵、六有り。山谿險峻にして、猪獐雜処す。其の間、墾する所の田、村庄と稍や遠く、便ち成熟の後、人に盗割され工費を徒らに勞するを慮る。一なり。民の性、樸愚なれば、但だ濱江及び山水の自然の利を取るのみにして、陂渠塘堰もて蓄洩に資す可きを知らず。二なり。高卑の雜糧に宜しき所の種を得ず。三なり。各省の深耕易耨の法を識らず。四なり。

すなわち、貯水池やクリーク・堰堤を構築して取水する灌漑方式が普及せず、したがって耕地はもっぱら河川沿岸に造成され、河流から遠距離の取水に不便な場所の農地開発が進行していない（記事の第2点）。高地でしかも土壤が瘠せている所での雜穀の栽培が進行していない（第3点）。深耕の方法を知らない（第4点）。これらの点と労働力不足等の要素があいまって農地開発の進行における制約条件となり、「見渡す限り叢林が広がり、耕地化されずに放置されている土地が非常に多い」様相を呈したように思われる²⁶⁾。上記の技術水準に基づく農田経営は清末に至るまで広西で見られたようであり、光緒『貴県志』巻五、紀人、「風俗」にも次のように記されている。

農は三時に力め、穀は兩造を収む。秧既に田に入るや、上農は薅^{くき}ること二次、惰

25) なお、広西における農村手工業について、[西川 1978: 153-167]によると、広西は広東のヒンターランドとして位置づけられ、食料と手工業原料の供給地、広東の手工業製品・塩の購入地とされたため、農村手工業の発展が抑えられることとなった。

26) さらに、広西の農業の問題点として他の史料には、糞田の技術を持たないために2、3年たつと地味が衰え耕地を替えざるをえないことが指摘されている（李紱『穆堂初藁』〈雍正10年序〉巻三八、「條陳広西墾荒事宜疏」）。また、水田の裏作に雜糧を栽培しない理由として、毎年秋収の終了後、家畜を田野に放し飼いをする習慣が挙げられている（『宮中檔雍正朝奏摺』第7輯、韓良輔「奏報米價摺」〈雍正5年1月6日〉）。

農は一次たり。溝洫陂池の水旱に備うる無く、十日雨ふらざれば、田則ち亀坼し、
ながあめ 十日霪雨なれば、則ち潦水もて災と成る。
おおみず

すなわち、珠江沿岸潯江平原の穀倉地帯に属し水稻二期作が実施された貴県において
 でさえ、水害・干害に備える貯水池やクリークが普及せず、そのため10日も降水を見
 なければ田地に亀裂が生じ、逆に10日も連続して降雨すればたちどころに洪水が発生
 してしまうというほど天候の影響を直接的に被りがちな状態であった。他方、当地の
 移住民の農業技術について、この続文には次のように語られている。

惟だ、潮・恵・嘉民の貴に籍する者のみ、頗る水利を講じ、陂池を築き、磽瘠を
 化して膏腴と為す。其の人、兼ねて勤苦に耐え、隴に棄地無く、塍に宿草無く、
 一望して彼の田業為るを知るなり。下種両造は土人と同じ。

潮州・惠州・嘉應州からの移住民（おそらく客家）は、灌漑施設の整備や農地の保全
 に尽力し、その田土には棄地はおろか雑草さえ見当たらなかったの、一瞥してそれ
 が彼らの田土であることが判別できたという。生産力の点でも、表6⑮に見えるよう
 に「狭人」＝「客家」の田土は他者が経営するものに比較すると倍以上もの収穫量が
 あった（このため地元民の地主がこぞって客家に土地を小作させようと願ったとい
 う）。加えて、表6によると、移住民は大豆（⑩⑮）、麦（⑩）、トウモロコシ・サツ
 マイモ（⑮）等の雑穀・根栽作物やタバコ・油蔴（⑩）、甘蔗（⑮）、落花生・芝麻（⑳）
 ・藍（㉑）等の商品作物を栽培する点においても地元民の水稻耕作に一元的に依存す
 る経営方式よりは安定しており²⁷⁾、また水利に不便な山谷高原（㉒）や人跡未到の深
 山（㉓）等、条件が比較的劣悪な土地への進出も可能となった²⁸⁾。

さらに、先の貴県の記事にも窺われるが、故郷を離れて安住の地を希求する移住民
 は旺盛な勤労意欲を抱いていた。（民国期の史料ながら）民国『象県志』巻二、人口、
 「人口之移動」には、この点をも含む移住農民の実態を伝える記事が見出される。

27) 表6⑮によると地元の古老でさえも雑穀の種類を峻別することができなかったという。なお、
 表の③⑩⑲では雑穀栽培農民はいずれも客家ないし客家的集団である（⑨では彼らが焼畑耕作
 を営んでいる）ことが注意を惹く。〔行政院農村復興委員会〔編〕1935: 100〕には、客家が来
 住の当初はなんらの財産をも持たず、荒山に雑糧を栽培して食糧としたが、生活が安定した後
 には桐・茶等の商品作物を植えて利益を求めるようになり、かくして数年後には土地の購入が
 可能なほどの財産を成し、地元民の田土を買い集めていくこととなったと述べられている。

28) 光緒『永安州志』、地志、「氣候」に、

永安、山峭大半に居り、古くは瘴区と為す。近世以来、土漸く開墾され、人亦た客民の来り
 て佃耕するもの多く、或は棚を結び群を成す。瘴亦た稀なり。

とあり、移住民による山地の開墾の進行に伴い、瘴氣（華南の山川に生じる毒氣）が消滅して
 いったという。

（移住民が）困りて象に來りて工作を尋覓^{さがしもとめ}し、此の地謀生に易からんと感じ覚えれば、遂に家小^{かぞく}を并せて遷來し、留まりて去らず。且つ此の輩、象に居りて、往々にして数年の後、即ち小康之家と成る。蓋し、其の男婦老少、勤勞に習たり、一人一日の工作、土人の数日の工作に適る可し。農に務める者、收穫の後に於て、則ち塘を掘り、池を浚う。終歳の間、片刻も休暇有らしめず。昔に在りては多くの処、荒瘠の高地と号称するも、目今已に旱災を虞れざるの水田と成るは、則ち皆な此の輩の為す所なり。

すなわち移住農民は当初は単身で到来したが、当地で生計を立てる見当がつき次第、故郷から家族を迎えて定住した²⁹⁾。彼らは「一年中片刻も休まず」労働し、秋収の後も灌溉施設の整備に努めた（他方、光緒『横州志』卷二、「風俗」によると、地元民の慣習として秋収後翌春まで農具を手にしなかったという³⁰⁾）。その1日の仕事量は地元民の数日分に相当した。かくて移住民は、荒瘠の高地を旱害の危険性の無い水田に変えてゆき、数年後には一定の財富を成し「小康之家」へと経済的上昇を遂げるにいたったという。さらに民国『柳城縣志』卷四、民事、民族、「客家人」にも、客家農民は19世紀後半、広東での「土客闘争」に敗れて来住したが、当初の雇農・佃農という社会階層の底辺から出発して、やがて土地を獲得し自作農となり、さらには大地主になり、市場町や沿岸平野に住居を構え、地元の経済権を掌握するにいたったことが指摘されている[塚田 1989b: 36-37]。もとより、これらの記事は清末～民国期の状況を伝えるものであり、また統治階層の側からの、移住民と地元民との生活形態を同一平面上で比較し、それぞれの社会的文脈における価値の相違を捨象した見方ではあるが、しかし少なくともここから移住農民の特性が窺われるとともに、柳城県では客家が成功者として階層的上昇を実現したことが語られている点で注意を惹く。

客家の存在形態について、表6⑬⑭には「故土を離れても郷音を変えない」こと、同郷出身者だけで村落を形成し、（地元の）村民とは隣居せず、ために3、5家で1村、極端な場合には1家で1村を構成していたことが記述されている。また⑮では、孤立的村落を形成しながらも客家の間では「族党の誼」が強く、有事の際には「一呼

29) このほかにもさまざまな移住の形態が見られた。表6⑥では、単身で来住し数年後に成功して一定の貯えができた後、財貨を携えて帰郷し故郷に錦を飾る者と、一旦は帰郷するが、家族を同伴して再び移住先に戻り定住する者との2つの形態が挙げられている（ここでは省略したが、この続文にはさらに、移住先で成功を収めた縁故を頼って行く場合をも窺わしめる記事がある）。また、表6⑨は家族のレベルを越える集団で来住し、「陽山村」なる村落が形成されている（この③や⑦は流民的な側面を持ち、⑦では統治権力の側からその移動性の高さを連想させる「浪」なる称谓で類別されており、また彼らは往々群衆化したことが窺われる）。

30) 村郷、地僻俗樸にして、祇だ耕種を知るのみ。秋収より後春耕に至りて始めて犁鋤を荷う。故に田に稻多しと雖も、家に餘積無し。

すれば百諾し」、各々武器を手に集結したという（そして地元民との間に械闘が生じた）³¹⁾。これらはいずれも貴県の実例であるが、ここから客家が移住先において共通の言語に基づく連帯意識を持ち、地元民とは一定の社会的距離を置いていたことが窺われる。とはいえ、注意したいのは彼らの移住先における適応方式が必ずしも一様ではなかったように思われる点である。すなわち、入植地の社会・経済的条件や地元民との勢力関係によっては客家の適応方式にも相違が生じた。清末道光年間までにすでに広東商人が多く進出して根を下し（彼らと地元郷紳層が中心となって鄉村支配体制を築いた）珠江流域、特に潯州府を中心とする経済的先進地帯で、しかも（拝上帝会を軸として）客家が地元民にとって脅威となるほどの勢力となった地域では、客家は地元民から「来人」という範疇に分類された。おそらく地元社会に同化せずに対抗した客家も少なくなかったであろう。他方、その勢力の小さい信宜県では、客家は家庭では客家語を、市場では土地の言葉を使用するという2言語併用の形をとり、（心理的側面が不明であるが）表面上は地元社会に同化したように見える³²⁾。さらに、先の柳城県のように、相対的後進地帯（しかも広東商人がさほど大勢力でない）地域では、客家が地元社会に同化したとはいえない³³⁾が、しかし清末から民国期において大地主・大商人化して地元の経済権を掌握していき、「鄉村人口の大半を占める」（劉〔策奇〕1925: 1-2）と言われるほど多数派集団となっていく過程において、地元民の側には少なくとも客家を排斥するだけの政治経済的力量が不足していたように思われる。このような生態・社会的条件の地域の相違は、客家³⁴⁾を含む移住民と地元民との関係の

31) また表6⑨には、客家的集団である陽山県出身の「浪」が「百世不変」の言語を保持し、「自ら一類と為し」、「別種の人」と通婚を行なわないことが指摘されている。

32) 民国『信都県志』巻二、社会、「方言」

端南市外、恵・潮・嘉の客人有り。其の家に在りて家人と談話するに、常に客声を操る。土人多く相い通ぜず。其の市に出るに亦た本土の音を操る。日久しうして幾ば其の客人たるを知らざるなり。

なお、表6⑩にも移民が入植後3、4代経過し、もしくは数十年間地元民と往来すれば土著と異なるところがないが、ただしあくまで郷音を変えなければ地元民からは依然「客」として見做されると述べられており、移住民の地元民社会への適応度の基準として言語が重要な意義を果たしていたことが窺われる。

33) 柳城県において客家は、「聚族」して居住し客家語を話すなど、客家の特徴を変えていない（民国『柳城県志』巻四）。

34) なお、その閉鎖性において客家と類似するものに「蕉園人」・「山湖広」が挙げられる。蕉園人については後述するが、山湖広について〔黎 1982: 167〕によると、南明政権の永暦帝の武將李定国の部下が広西西北部の2、30もの県の山地に流散し、「耕山種地」を業としたが、彼らの大部分が湖広人であったため「山湖広」と呼ばれたという（〔劉〔錫藩〕 1934: 234〕によると「山湖広」は元明の間に湖広から来住し東蘭・鳳山・凌雲一帯の地の山地に散居したという）。その移住の時期に関しては意見が分かれており、その分布範囲（果たして2、30もの県に及んだのか）や李定国との関係（果たして実際にその部下であったのか）等についても不明であるが、しかし若干の資料には関係する記事が散見される。例えば民国『田西県志』第三編、社会、「方言」に次の記事がある。

みならず、チュアン族と移住民との関係においても反映されたであろう。先述のように、広東商人が経済権を掌握した珠江沿岸平野、特に潯州府を中心とする東南部と客家がかなりの勢力を有した中部（柳城県）とでは移住民とチュアン族との関係のあり方に相違が生じたであろうし、さらにこれらの地域のほか、移住農民の清代中期以降における山地への進出を考慮すれば山間部の場合も看過できない。これらについては次章であらためて、1. 広西東南部平野、2. 広西北部山地、3. 広西中部の順に検討しよう。

Ⅲ. 移住民とチュアン族との関係

本章では移住民とチュアン族との関係の実態を検討するが、チュアン族居住地の地域的差異を考慮し、居住地の生態的環境、農地開発の進行や地主制の発達・商品経済の浸透の度合、チュアン族と漢族との人口比率の諸点を基準として、チュアン族の居住地を(1) 広西東南部・珠江流域、(2) 広西北部龍勝庁付近、(3) 1と2との中間的地域、柳城県・宜山県の3地区に類別した上で検討を進めたい。

其の外來の民、多く官語を操る。初めは則ち漢土雜居し、漢人較や少なく土人較や多し。故に土語に習染して浸や久しくして同化して土人と為るなり。其の山崗に居る者、湖広人たり。聚族して居り、土族の同化を受けず。猶お能く其の因有の習性を保守す。

すなわち、(湖広人以外の)移住民は、来住してから「土人」(すなわちチュアン族)の影響を受け土人に同化したか、湖広人は聚居し土人に文化的に同化せず固有の習俗を堅持したという。また、[劉「錫藩」 1934: 253]によると、咸豊～同治年間以前において土人の攻撃を受けたが、湖広人は境界觀念が強く土人の団練に対抗して自ら団練を組織し相い譲らなかった(ただし最近では「融合して間が無い」ようになった)という。

なお、客家的集団として注目される「浪」について、そもそも「浪賊」の名称自体はすでに明末に広東陽春県等の地に見出され(嘉靖『広東通志』卷六七、外志、夷情中、尚獠、肇慶府)、また広西においても万暦年間にはその名が見出される(万暦『広西通志』卷三十、戦功善後事宜、岑溪県)。しかし清代中期以降になると、管見の限りでは、この名称は史料からは姿を消す(おそらく「遊匪」・「土匪」といった一般的名称によって表現されるようになる)。したがって「浪」とは、明末～清代中期にかけてもっぱら使用された称谓であるように思われる。なお、表6⑦では、「陽山県人」が湖南・ベトナムからの移住民とともに「浪」と称され、統治権力により招撫を受けたものが「浪民」、それを拒否し群盗化したものが「浪賊」と言われており、さらにその外貌や行動様式がヤオ族やチュアン族と比較されている。この点について、表6の⑦⑨では浪が「諸蛮志」の項目に組み入れられているし、また、民国『懷集県志』卷十、雜事、「猪獠」には「今、桂(林)・平(楽)二府、深山種地の猪を呼びて陽山人と曰う。柳州亦た然れり」とあり、生活形態の上で陽山人とヤオ族とが近接していたがために両者が混同されている(表6の⑨でも「浪」は山地で焼畑耕作に従事し、「居に定所無く、土瘠れば即ちに去る」と言われている)。以上より、その流動性の高さと、時に群盗的な行為を行なったがために「浪」は往々、統治権力の側から非漢民族的存在と見なされていたことが判明するとともに、移住民の中にはこのような反社会的な行為を行なう者もまた、存在していたことが指摘されるであろう。

1. 広西東南部・珠江流域

広西東南部の珠江流域およびその支流の桂江沿岸の平野、特に梧州・潯州・平楽府は相対的に経済的先進地帯であった。そこでは人口密度が高く（おそらく漢族のほうが多い）、農地開墾が進行し耕地面積の比率が高く、農民中に占める地主の比率が高く³⁵⁾、移住民も早期に到来した。それに伴い階層・集団間の矛盾・対立が顕著に見られ、そして19世紀半には「土客械闘」、さらに太平天国運動の興起へといたったのである。このような状況下にチュアン族と移住民との間にいかなる社会関係が見られたのであろうか。

まず、チュアン族と移住商人との間の経済的関係がついに発生していたことに注意する必要がある。この点について筆者はすでに、清初康熙年間に広東商人が（商品の販路の開拓・拡大を企図して）チュアン族の寡婦のもとに婿入りした事例を紹介した[塚田 1989a: 60-61]。次いで雍正年間になると、『宮中檔雍正朝奏摺』第11輯、広西巡撫郭銑「奏陳開採砵砂摺」〈雍正6年8月24日〉に、商人とチュアン族・ヤオ族との関係が地主・佃戸、ないし塩商・竈戸関係に比喻されている記事が見出され³⁶⁾、両者の密接な関係を窺わしめる。さらに乾隆年間には、『宮中檔乾隆朝奏摺』第5輯、広西巡撫李錫泰「奏請嚴販客放青之例、並縱容失察處分、以重民食摺」〈乾隆18年7月4日〉に、チュアン族と商人との具体的関係を伝える次の記事が見出される。

竊かに惟うに、粵西各属の地方、原より米穀を出産するの区に係る。毎年東省に

35) 農地開発の進行の度合について[広西統計局〔編〕 1933: 172]に、潯江(西江)・撫河(桂江)流域の一部の、可耕地がほとんど開発された地域以外では、大部分の土地は荒地であると述べられている。この記事はやや誇張の感があるが、しかし少なくとも東南部一帯での農業開発が他地域にさきかけて進行したことが指摘できるであろう。なお、人口密度や自作農と地主との農民中に占める比率について、[行政院農村復興委員会〔編〕 1935: 38-47]によると、蒼梧県について、1 km²あたりの人口密度は107人（柳州では49人）、農民中の佃農戸数の比率30.8%（柳州では7.6%）、自作農の戸数の比率42.8%（柳州では73.4%）、自給可能な者の比率27.9%（柳州では45.1%）となっている。これらの数値自体、資料によってかなり相違が見られ（例えば【薛・劉 1934: 57-74】では「蒼梧道」における佃農の比率が57.9%、自作農の比率が21%、【柳江道】では各々9.6%、59.3%となっている）、全幅の信頼を置くのは危険であるが、しかし自作農の比率が蒼梧において低く、柳州において高く、他方、地主の比率が蒼梧において高く、柳州において低い、という点については一応の判断の材料となるであろう。

36) 一。粵西の地、猪獐を雑え、言語同じからず、性情も亦た異なるを以て、経官・雇覓せんとするも、必ず多く疑い畏れて前まず。惟だ商人のみ、貿遷に習い、一切皆な熟悉するところ、田主の佃戸に於けるが如く、塩商の竈丁に於けるが如し。彼此相い須むれば、則ち呼応して必ず靈ならん。

この記事は、従来統治権力によって封禁されてきた鉍山を開採するに当たって、それを官営とせずに商人に運営させる趣旨の建議の一部であり、また商人とチュアン族との具体的関係が記されていない点で取扱いには注意を要するが、しかし少なくとも統治権力の側のこの認識が現実両者の関係が密接であったことの反映であると捉えることは許されるであろう。

運済すること百十万石を下らず。禁遏する無きにより、本地の民食、仍りて有餘に属し、市価素より平減を称す。乃ち近年以来、米価較や貴し。臣細さに訪察を加うるに、縁りて一種の外來の奸商有り、禾稼尚お未だ登場せず青苗田に在るの時に於て、潜かに土苗の村塞に入る。意を盤剝に刻し、議して秋成に穀を還すを定め、名づけて放青と曰う。銀一両毎に議して穀五六百觔を還さしめ、計每石一錢六七分より二錢に至りて止むに過ぎず。甚だしきに至りては、布線等の物を以て価を擡し銀に算す。秋成に至りて村に沿いて索取し、船載して帰る。凡そ産穀の州県、此等の奸商の収販を被ること数千石より数万石に至るまで等しからず。囤積して価の貴なるに至りて而る後出糶す。米価の昂貴、半ば此に由る。愚民に在りては、祇だ暫く一時の用に応ずるを知るのみにして、且つ原と無き現銀の貨を食するは、渴に因りて鴆を飲むにして、何ぞ其の毒を計らんや。穀を償還せる後に至るに及び、餘穀幾も無く、一歳の口食に敷ねからず。勢い必ず反って貴米を買い、更に拮据を加う。明春に至りて又た、若輩に向かいて穀価を預領せざるを得ず、年復た一年、盤剝せらるるの苦を長ず。奸商に在りては銀を放ちて穀を収め、期たるや半載に及ばずして即ち利を獲ること数倍たり、又た加うるに囤積を以て居奇し、厭かず休まず、常に不耕の利を享く。

すなわち、乾隆18年 [1753] 当時、広西から広東へ向けて毎年数十～百万石の米が（広東の住民の食糧として）搬出されていたが、これに注目した「外來の奸商」が稲がまだ青苗である時期に広西の「土苗」の村落に到来し、彼らと「議」して、「放青」、すなわち秋の収穫時に「穀」（粳付き米）で返還する条件で銀を貸し付けて預買を行っていた。「奸商」は1石につき1錢6、7分～2錢の換算額で穀米を買い付けた（これは当時の米価相場から見てかなり廉価であり³⁷⁾、その上、銀の代わりに布糸等の現物をもって、しかもその換算価格を不当につり上げて与える場合さえ見られた）。そして、秋収穫になると幾つもの村落を巡回して穀米を「索取」し、船に満載して広東へ帰り、さらに「囤積」して米価の騰貴を待って売り出した。「愚民」＝「土苗」は一時の急場を凌ぐために青田買いに応じて現銀を得たものの、それはあたかも「喉の渴きを鴆毒で癒すが如き」行為に等しく、秋に穀米を償還した後には「土苗」の手元

37) 乾隆18年の広西における米穀の価格について、『宮中檔乾隆朝奏摺』第6輯、李錫泰「奏報雨水米價晚禾情形摺」〈乾隆18年8月17日〉に、「中米」の精白米について倉石1石当たり8錢から1両7錢8分であったことが述べられている。当時の穀（粳付米）価が米（精白米）価のほぼ半額である（同書第7輯、李錫泰「奏為酌定粵西出糶倉設之成規摺」〈乾隆19年3月6日〉によると、毎米1石の市価が1両1錢で毎穀1石の市価が5錢5分である）ことからすれば、穀1石当たり4錢～8錢9分となり、この記事に見える「奸商」の「土苗」からの買値（1錢6、7分～2錢）のほぼ2～4倍の価格となる。

には食いつなぐに足る量の米が残らなくなり、いきおい騰貴した米をあらためて購入して食糧に充当せざるをえなくなった。その結果、ますます困窮するようになり、かくて翌春には再びかの商人から前借りせざるをえなくなり、商人のいっそうの「盤剝」を受けることとなった。他方、「奸商」は青田買いから穀米回収までのわずか半年未満の期間に、正常な米売買で得ることのできる額の数倍もの利益を収め、加えて米価の高騰時に買い占めた米を販売して「不耕の利」を享受した。ここで上記の記事の「外来の奸商」・「土苗」の実体が問題となるが、前者はその活動の背景として広西から広東への米穀の流通が記事の中に指摘されていることから、広東商人を指す可能性が高い。そしてその活動の舞台は、先述の広東商人の勢力範囲ならびに、記事中に商人が大量の穀米を水運を利用して輸送したことが指摘されていることからすれば、珠江ないしその支流の沿岸、もしくはそこからさほど遠距離でない地点の平地であることが容易に想定される。後者の「苗」なる称谓からはミャオ（苗）族が連想されるが、しかし当時の広西の平野部にはミャオ族は分布しておらず、そこに居住する非漢民族は主にチュアン族である。また、そもそも「苗」がミャオ族のみならず非漢民族を指す汎称として使用される場合も少なくない³⁸⁾。したがって、この「土苗」とはチュアン族を指すことはほとんど疑義を容れないであろう。そうだとすれば、この記事は、乾隆年間においてチュアン族のもとに広東商人を媒介とする商品経済の波及が見られ、そして穀米の売買を通じてチュアン族は広東商人の経済的支配下に位置づけられつつあったことを物語るものといえることができる。そして、このような穀米預買は漢族農民のもとにも見られた（前掲・康熙『平楽県志』）ことからすれば、東南部平野では一般に民族の別を問わず農民が移住商人に経済的に従属していく傾向にあったように思われる。清代中期以降の移住商人とチュアン族との関係については記事は少ないが、しかし道光～同治年間の桂平県のチュアン族のもとには「移住民に対しては広東語を話し、同類の間ではチュアン語を話す」（民国『桂平県志』卷三一、紀政、風俗、獮人、「獮人言語」所引・道光『旧志』）という2言語併用の形態が見られ、その後の両者の勢力関係を窺わしめる。

ところで、チュアン族は明代以降佃農化していく傾向にあったと考えられる[塚田1985b]が、移住民の活動はこの傾向をいっそう強める作用を有したと思われる。なぜなら、移住商人の中には交易を通じて資本を蓄積した後、それを土地に投下して地

38) 李錫泰自身も別の奏摺の中で「西粵辺陲にして土苗雜処す」と述べている（『宮中檔乾隆朝奏摺』第5輯、「奏謝陞授広西巡撫摺」〈乾隆18年4月25日〉）。さらに、チュアン族・ヤオ族・トン族・ミャオ族が居住する龍勝庁の地が乾隆年間において「苗疆」、住民が「苗民」と総称されていた（後述）ことも傍証となる。

主となる者が出現したが、その過程においてチュアン族が土地を喪失して佃農化する事態も発生したように推測されるからである。そして、この傾向が強まるにつれてチュアン族の旧来の社会体制もまた解体するを余儀なくされたように思われる。例えば、上記の乾隆年間の記事では商人は「土苗の村落」に赴いており、したがってチュアン族のみが居住する民族集落の存在を窺わしめるが、民国『桂平県志』卷三一、獞人、「獞人居止」所引・道光「旧志」に、

惟だ、宣一・二里、則ち獞無き村無し。十羅九古の名あり。皆な獞村なり。其の
粵東・福建・江西より遷来せる者の村中に雜処する有り。之を客籍と謂い、土著
の者、獞人と為す。

とあり、「チュアン族のいない村は無く」、チュアン族村落が多数存在する宣一里・二里に広東・福建・江西からの移住民が住み着き、チュアン族と漢族との雜居村が形成されている。この点について〔広西僮族自治区通志館〔編〕 1962〕からも、道光年間の桂平県甘皇嶺村・貴県賜谷村・那良村などで漢族とチュアン族との雜居村落が形成されていることが確認される。このうち、甘皇嶺村について太平天国運動前夜の広西東南部におけるチュアン族と漢族（先來移住民を含む土著、および客家）との関係についての記事を整理した表7の①によると、チュアン族人口は全村の約60%を占めたが、おしなべて一片の土地も持たない佃農であった。その上、保甲の役員（「保正」）も漢族地主が担当しており³⁹⁾、したがってチュアン族人口の多さが必ずしも政治・経済上の勢力関係には反映していないことが判明する。この事例に見える漢族地主の出身地等が不明で移住民とは断定できないが、しかし少なくともチュアン族の民族集落が解体して漢族と雜居するようになり⁴⁰⁾、そして村落内部の政治経済的主導権が漢族地主層の手中に掌握されるようになったことを推測することができよう。

とはいえ、注意したいのは、必ずしも漢族＝地主、チュアン族＝佃農という一元的な図式では把握しきれない複雑な状況が見られた点である。この点について表7⑤にチュアン族地主の存在が見て取れる。〔貴県龍山墟から六屈村周辺の一帯ではチュアン族人口が圧倒的多数を占める（⑥i）が〕六屈村のチュアン族地主周鳳明は捐官によ

39) ただし、村の耕地400餘畝中、300餘畝は他村（盤龍村）の地主の昌成穀なる者に所有されていたという（この人物については明らかにしない）。

40) なお、雜居村の形成の時期に関して、修仁県の場合、雍正年間に形成されはじめた（雍正『平楽県志』卷四、風俗、修仁県）。嘉慶年間には幾つかの「民獞雜居村」名が挙げられている（嘉慶『平楽府志』卷四、陂塘、修仁県）が、しかしまだ「獞村」のほうが多数を占めている（同書卷四、卷三三）。そして光緒年間に至って、「漢多く獞少ない」状況となる（光緒『修仁県志』、「風俗」）。以上から修仁県では清代初期～中期に雜居村が形成されはじめ、中期～末期に本格化したことが推測される。

表7 太平天国運動前夜（道光末）の広西東南部におけるチュアン族と漢族との関係

	地 域	記 事（摘 要）	主要な対立関係 （↔は対立関係を示す）	太平軍への参加
①	桂平県 甘皇嶺村	(i) 全村の人口は約190人で、覃姓（壮族）7,80人、黄姓（壮）4,50人、呉姓（漢族）約10人、謝姓（漢）約10人、葉姓（漢）約10人、劉姓（漢）約40人がいた。全村の耕地（約400畝）の中、約300畝が村外の者に占有され（中でも盤龍村の昌成穀が約200畝を占有）、本村人は呉「保正」（40畝）・謝家（30畝）以外、殆ど田地を持たず他人の田地を租種していた。 (ii) 覃姓・黄姓（壮族）は全く土地を持たず、他人の田を租種していた。 (iii) 地主の呉「保正」四は高利貸行為を行っていた。黄姓のある貧農は娘を借金（の形にとられ、その娘は呉家で下婢として虐待され死亡した）。	壮族貧農 ↓ 漢族（土著）地主	覃姓（壮族）・劉姓（漢族）の全てと黄姓（壮）の大部分
②	同 高坑冲	壮族貧農盧六は地主土豪の圧迫を受け、拜上帝会に参加した。	壮族貧農 ↓ 漢族地主	壮族貧農
③	貴県 賜谷村	(i) 賜谷村付近の3村では、万楊村の万「老爹」が約1000畝の田地を占有しており、他に賜谷村の彭亜春が約300畝、王姓が数十畝を占有していた。この3家以外の人（殆ど）が貧農だった。 (ii) 「来人頭子」の万「老爹」と王三妹は道光30年の「来土械闘」に敗れ逃散した。 (iii) 賜谷村には、熊姓（約10人）・莫姓（4,50人）・李姓（約20人）の壮族がいた。他に彭・王・劉・鍾姓の客家語を話す人がいた。これらの人々は、王姓の一家を除き、太平軍に参加した。	壮族貧農 漢族（客家）地主 ↓ 漢族（土著）地主	漢族（客家）地主・壮族貧農
④	同 那良村	那良村の貧農潘姓（壮語を話す）・黄姓（客家語を話す）が水利をめぐる争いで韋姓地主と争い、韋佐清（武秀才）を殺した。この時、吉麻村の黄姓（「客人」）も前者の側に付いた。	地主（壮族か？） ↓ 壮族貧農・漢族（客家）貧農	壮族貧農・漢族（客家）貧農

⑤	同 六屈村	(i) 六屈村では「来人」・壮族を含めて 拜上帝会に参加した人が多かった。が、同 村の壮族地主周鳳明・熊蒙は石達開と対立 し、石達開軍に敗れた。 (ii) 周鳳明は「有錢人」であり、出銭し て功名を買い頂子を受けた。 (iii) 石達開の起義の時、当地の 壮族と は良好な関係にあった。というのは、壮族 の多くは貧窮しており、石達開は財主のみ を攻撃したからである。	壮族貧農・漢族 (客家) ↑ ↓ 壮族地主	壮族貧農・漢族 (客家)
⑥	同 龍山一 帯	(i) 龍山では、墟に住む「白話を話す」 漢人を除き、付近の村は全て壮族であった。 (ii) 龍山地区では石達開軍に参加した 者が多かったが、中でも壮族が最も多く、 次いで「客人」が多かった。 (iii) 客家の富豪温阿玉は、他の「土人」 の男性と婚約済みの龍山の壮族の娘を奪お うとした。かくて温姓とこの娘の婚約者の 「土人」との間に争いが発生し、ついには 客家と壮族・「土人」との間の械闘へと発 展し、客家が敗れて追われた。	壮族・漢族（土 著） ↑ ↓ 漢族(客家)地主	壮族・漢族（客 家）地主
⑦	同 山東 石龍村	韋姓壮族は客家地主の田を租種していたが、 後に客家地主が「奪耕」しようとしたので、 韋家は人を集めて客家を追い払おうとした。	壮族貧農 ↑ ↓ 漢族(客家)地主	漢族（客家）地 主？
⑧	武宣県 東郷	(i) 道光・咸豊年間、東郷では壮族が全 人口の60%以上、全村落の 2/3 以上を占め ており、拜上帝会にも多く参加した。 (ii) 壮族覃貴福(覃“鉄牛”)は地主に雇 われ石灰を担いでいたが、地主と争いこれ を殺して逃走し、太平軍に参加した。 (iii) 壮族貧農曾姓は常に劉姓の「土人」 (当地では「大姓」)の欺侮を受けており、 劉姓が曾姓の田地を強占したため両者の間 に械闘が発生した。 (iv) 240 畝の田地を持つ壮族曾大養は 田産を棄て太平軍に合流した。	壮族貧農 ↑ ↓ 漢族(土著)地主	壮族貧農・壮族 地主
⑨	同 那羊村	客家の大地主林登堂（文人）は同村の壮 族黎・韋・廖姓を追い田地を覇占した。	壮族(貧農か?) ↑ ↓ 漢族(客家)地主	不明

〔典拠〕 ① (i) [広西僑族自治区通志館〔編〕 1962:15], (ii) [同 113], (iii) [同 62, 113] ② [同 222] ③ (i) [同 10], (ii) [同 115], (iii) [同 114] ④ [同 42] ⑤ (i) [広西省太平天国文史調査団〔編〕 1956: 76-77], (ii)・(iii) [広西僑族自治区通志館〔編〕 1962:71] ⑥ (i) [同 43], (ii) [同 14], (iii) [同 41] (なお、民国『桂平県志』巻三三、紀事、下編、「道光三十年条」では、「来人富豪温阿玉」が「土人農氏」の娘を強娶しようとした記事があり、娘は壮族に特定されていない) ⑦ [同 223] ⑧ (i) [同 223], (ii) [同 224], (iii) [同 44], (iv) [同 223] ⑨ [同 44]

り清朝統治権力の側に付き石達開と対立している(⑤ i・ii)。しかし他方で当地のチュアン族の多くは貧窮の状態にあり石達開とも良好な関係にあり(⑤ iii), 周氏をはじめとする地主層と対立したことからすれば、チュアン族の内部に階層分化が発生しており、チュアン族は各々の階層的利害に基づいて行動したことが推測される⁴¹⁾。表7から、チュアン族を中心として当時の主な矛盾・対立関係を整理すると次のようになる。1. チュアン族貧農と漢族(先來移住民を含む土著民)地主との関係(①②③⑧), 2. チュアン族貧農と漢族(客家)地主との関係(⑦⑨)。ただし⑨のチュアン族は貧農とは限らない), 3. チュアン族地主と漢族(客家)地主との関係(⑥), 4. チュアン族地主とチュアン族貧農・漢族(客家)農民との関係(④⑤)。④の地主は漢族の可能性もある)。すなわち、明確な対立関係が発生していないのは、チュアン族と漢族(客家・土著)とがともに貧農である場合と、チュアン族地主と漢族(土著)地主との間である(チュアン族と客家がともに地主である場合; ⑥ iii では両者は対立している)。これより、チュアン族には地主と貧農との階層上の分極化現象が生じており、その「土客」問題における去就についても階層によって相違が見られた(したがってチュアン族同士でも対立する場合が生じた)ことが推測される。もとより当地では広東語とチュアン語との2言語併用の形式とはいえ、固有の言語が依然使用されていた点で、チュアン族としての一種の民族意識が消滅したとは断定しがたく⁴²⁾、また1950、

41) したがって、チュアン族が「先住民中の貧農・流民層などとともに旧い共同体的秩序から疎外された」[小島 1972: 188] 存在であるとは必ずしも断定できないであろう。

42) 費孝通は1952年当時、チュアン族について次の話旨の指摘をしている[費 1952: 29]。

広西には一種の土人(ないし本地人)と自称する集団が居住し、約600万の人口を擁し、全省総人口の約1/3を占める。彼らは土話(僮話とも称す)を話す。土話を話す土人の中には僮人であることを自認する者も一部には存在する(特に龍勝県等の広西北部辺境地帯。そこではチュアン族はヤオ族・ミャオ族とともに「少数民族」と見なされる)が、土人が多数を占め、その社会的地位も高く、またヤオ族・ミャオ族と雑居する地区では、土人は自らをヤオ族・ミャオ族と同じ少数民族であると認めず、「僮話を話す漢人」と自認している。

すなわち、チュアン族の多くの者が、「僮族」ではなく「土人」(本地人)＝「チュアン語を話す漢人」であるという意識を持ち、漢族としての族籍を獲得する方向を志向したようである。また、[劉介] 1940: 1-2]によると、(1940年ごろには)「僮人」という呼称も桂東(広西東半部)だけに存し、桂西(広西西半部)ではもっぱら「土人」と呼ばれるようになったという(劉介は、さらにチュアン族の中にはチュアン語を解さない者さえ一部に出現していることを指摘している)。しかし、注意したいのは、清末の段階ではチュアン族の意識の上で漢族との種族的境界がまだ残存していたように思われる点である。この点について、[太平天国調査団編] 1958: 75]に韋妹なる人物からの聞き取りに基づき、彼が父親韋三から太平軍の幹部の1人である韋昌輝の同族であると聞いたことがあり、また、彼がかつて他人を「僮牯老」と罵ったところ、父親から自分たちも元来「僮牯老」なのだからと訓戒を受けた話が紹介されている。この話は[広西僮族自治区通志館編] 1962: 222]にも、金田公社の侯動成の口述として紹介されており、そこでは父親の名は韋源玠とされ、「僮牯老」がチュアン族を侮蔑する名辞なるが故に息子を叱責したことが指摘されている(この言葉がチュアン族を嘲侮するような意味で使用されたことは、乾隆「桂平県志」巻四、猪獠図志、「獠人」に、「俗に嗤いて獠古老と為す」とあることによって裏づけられる)。両書では、韋昌輝がチュアン族であることを証明する材料

60年代の太平天国関係調査資料の史料的价值にも問題が存するが、しかし少なくともチュアン族の民族意識が階層の問題よりは不鮮明になっていたことを指摘することは許されるであろう⁴³⁾。

以上の検討により、東南部では（特に清代中期以降）チュアン族は移住商人や移住民を含む漢族地主の経済的支配を受けるとともに、（漢族と雑居し）その社会体制が解体する傾向にあり、また内部での階層分化の発生など、民族意識がともすれば不鮮明になるような事態が生じていたことが指摘されよう。

2. 広西北部・龍勝庁

次に広西北部の湖南との省境の山岳地帯、特に龍勝庁（現龍勝各族自治县）におけるチュアン族と移住民との関係について検討しよう。概してこの地は、先の広西東南部沿江地帯とは生態的環境が大きく異なり、峻険な山々が連なり平地面積が稀少である。乾隆6年[1741]に桂林府所属の庁が設置される以前は、統治権力の支配が及ばない「苗疆」の地であった。住民中に占める非漢民族人口の比率が高く、しかも各民族集団の中で人口の上で突出した集団がなく、分布状況も孤立的である⁴⁴⁾。そのチュアン族⁴⁵⁾のもとでは、民族集団としての統合とアイデンティティとが比較的強く保

としてこの話を載せているが、その正否はともかく、注意したいのは「獐犛老」なる言葉が当時の桂平県に残存し、しかも蔑称としての本来の意味を持つものとしてチュアン族の人々によって認識されていた点であり、したがってチュアン族と漢族との境界意識がまだ完全には消滅してはいなかったであろうことが推察される。

43) なお、この点について、太平天国期の横州・永淳県のチワン（チュアン）族の「反乱」について取り上げ、「反乱」の分析を通じて当時のチュアン族の土地所有状況や漢化の問題を論じた稲田の労作がある[稲田 1988: 1-55]。本稿に直接関連する論点としては、①当時チュアン族としての民族的一体性が保持されていたこと（それは、自らが真の土地所有者であることを伝える伝統、漢族に奪われた土地所有権を奪回すべく起こした蜂起の際に独自の政治・社会組織が基盤となったこと、さらに言語の存在などに現われる）、②チュアン族としての伝統のみならず、漢化（「拜会」など天地会の影響に現われる）をも民族的発展の一要素として取り込んだこと、の2点が挙げられる。筆者の見るところ、永淳県ではチュアン族が「十三屯」に居住し、漢族移住民が「屯に入らず散村を為す」（民国『永淳県志』卷二、地理、里図、「鎮龍段」）という棲み分け的な居住形態であり、またチュアン族内部での階層分化が進行していないようであり、しかも「屯老」を指導者とする社会体制上の独自性が比較的保存されたように考えられることからすれば、必ずしも潯州府をはじめとする東南部の場合と同様の環境とは捉えがたいように思われる。

44) 民国（14年）『龍勝県志』によると、県内には5種類の民族（漢、ヤオ、チュアン、トン、ミャオ族である。同書では、ヤオ族がさらに「紅ヤオ」、「狗ヤオ」、「盤ヤオ」、「平地ヤオ」の4つの下位集団に分類されているが、実際には「盤ヤオ」と「狗ヤオ」とは同一である）が居住し、相互に通婚せず各々独自の習俗を保持していたという（同書、風俗、「民俗」）。なお、『龍勝各族自治县概况』編写組[編] 1985: 17]によると、非漢民族人口が全县総人口（約15万）の74.8%を占め、その内訳はトン族が25.36%、チュアン族が20.23%、ヤオ族が15.16%、ミャオ族が13.41%である（1982年の統計）。

45) 前掲（注42）の費孝通の指摘によると、龍勝ではチュアン族は、ヤオ族・ミャオ族と同様に「少数民族」と見なされた。

持されていたように見受けられる。当地では山地面積が多数を占めるため、そこでの農業生産力には限界があった。『龍勝各族自治县概況』編写組〔編〕 1985: 3-5〕によると、チュアン族が集中する地区(特に龍脊一帯——筆者補)では山の斜面に造成された棚田が農業生産の主力であるが、[広西壮族自治区編輯組〔編〕 1984: 70-71]によると、新中国の成立以前は灌漑技術が貧弱であったため収穫高もごく限られていた。『宮中檔乾隆朝奏摺』第9輯、兩広総督楊応琚「奏為籌酌迎宮借餉買米章程摺」〈乾隆19年9月24日〉によると、そこでの米穀の産出額は住民の自足分にも満たないほどであったという。その上、清極末以前には最寄りの墟市が開設されていなかったため、米穀の供給はもっぱら外地からの行商に依存せざるをえなかったが、水路は急流で、また陸路も峻険のため運送が困難を極め、行商さえも容易に到来しなかったという⁴⁶⁾。

当地の龍脊の山麓から山腹にかけて立地するチュアン族の村寨(「龍脊十三寨」)は、基本的には親族組織を基盤とする同族村落であり、主に各同族ないしリネージュの族長たちの中から村民によって選出された「頭人」が村落の指導者となり、また各村落の「頭人」たちによって決議された「郷約」に基づき社会秩序が維持されていた。「頭人」は村落自治の指導者であるとともに、清朝地方行政機構の末端に置かれ、村での裁判など公務をも担当した[広西壮族自治区編輯組〔編〕 1984: 91-101]。

このような生態・社会環境においてはチュアン族内部に階層分化が発生しがたかったであろう。事実、清末～民国期以前においては「富農」化する者も出現したようであるが、他のチュアン族農民を佃農として使役するような大地主に成長するには上記の生産と流通の状況が制約条件になったように思われる。当地への移住民の到来について表6⑧によると、乾隆初年に統治権力の開墾奨励政策に基づき、湖北・湖南・江西・広東の各省から移住民が来住したこと、そして入植後百年の間に移住民人口は増加して数万単位になったことが判明する。先述のように移住民が平地のみならず辺境の山間部に至るまで入植する趨勢にあったことからすれば、龍勝の地への来住も必然の成り行きであり、また移住民の出身地別分布範囲からすれば特に湖広出身者が多数を占めていたように推測される。そもそも当地のチュアン族は、[広西壮族自治区編輯組〔編〕 1984: 74]によると、明末万暦年間に来住し、先住のヤオ族から土地を購入し定住するようになったといわれるが⁴⁷⁾、後に労働力不足により荒地が生じたため、

46) 但だ該処は新設の地方にして、山多く田少なく、産する所の米糧、苗民の自食に敷ねからず。亦た墟市にて出售する無く、惟だ鄰境の商販の運び往きて糶売するを頼りとし、籍りて以て接済す。無如、河路則ち灘高く水浅く、舟楫行し難く、陸路は則ち峻嶺崇山にして、駄負するに易からず、遂に商販寥々たりて米糧稀少なるを致す。

47) 「龍脊郷廖氏家譜」[広西壮族自治区編輯組〔編〕 1987: 204] から、龍脊郷平安村の廖氏の来歴が判明する。それによると、祖先は山東「東昌府」から宋「神宗二年」に慶遠府「南丹州」

そこに移住民が入植することになった。ただし、移住民は入植に当たっては、元来の土地所有者であるチュアン族に対して「租山費」を納入するとともに、統治権力に対しても「帮夫費」と呼ばれる夫役を一部提供する義務を負ったという（したがって、ここでは漢族移住民がチュアン族の佃農となった）。さらに、清末道光年間に至り、治安の悪化に伴い、チュアン族は「郷約」に基づき移住民に対してさまざまな規制を加え、移住民が開墾した土地を本地人に売却した後も居坐ったり、土地売買の際に不当な言い掛かりをつけ売値をつり上げること⁴⁸⁾（同治11年[1872]の郷約、[広西壮族自治区編輯組〔編〕 1984: 104]）、「遊棍」・「匪族」を引き入れてチュアン族を賭博に誘ったり、これを唆使して訴訟を起こさせて利益を得るような行為が禁止の対象とされた⁴⁹⁾（道光29年[1849]の「龍脊郷規碑」[広西民族研究所〔編〕 1982: 153-155]）。これより、チュアン族が自らの土地を防衛し、「頭人」による自治体制を維持するために移住民による不当な行為を禁止したことが指摘されるとともに、その点からすれば移住民がチュアン族の土地を集積していき、チュアン族がその佃農となるような事態は発生しがたかったことが推測される。

ところで、先に当地の自然環境が外来商人の進出に際して制約条件となったことに言及したが、チュアン族と商人との関係について[広西壮族自治区編輯組〔編〕 1984: 88-89]によると、「50年前」（1900年代）に龍脊から10 kmほど離れた官衙（和平）の地に墟市が開設される以前は、もっぱら付近の義寧・臨桂県や桂林、湖南の邵陽・武岡県からの行商（特に義寧・臨桂県からが多い）に生活必需品（布匹・食塩を主要商品とする）の供給を依存していた。商人はチュアン族が商品の市場価格に関する情報を持たないのを利用して、商品の価格を不当につり上げたりして利益を得た。しかし、それによってチュアン族の人々がある程度搾取を被ったにせよ、商人に経済的に従属するまでにはいたらなかったようであり、また商人がチュアン族の土地を集積する事態も見られなかった⁵⁰⁾。政治経済、さらには言語や習俗において漢族の影響をそれなりに受容しながらも、少なくとも民国以前において当地のチュアン族は独自の社会体制と集団としての統合を維持しえたのであり、この点において先の東南部の状況

ㄨ 河池県）に移住し、明洪武2年に「ヤオ族の造反により」兄弟3人が、それぞれ全州、靈川、興安へ移り住んだ。後に明末万暦年間、廖登仁のとき（どの兄弟の子孫かは不明）龍脊一帯の地を開墾して定住するようになったという（ただし、家譜の前半部分の宋代に山東から来たという所説は、[河原 1944]が指摘したように作為である可能性が強い）。

48) 地方の各処の山頭の棚戸（「楚民」＝湖広人を指す）の耕土せる荒地の本地に売与すること久しく裁うること餘年なるに禁ず。勾引停留すること、及び来りて借端して勒索し中央に利を取ること、買主の善良なるを將て山土を翻悔し補償することを得ず。如し遵わざれば地方送究す。

49) 別省各邑の外来の人の境内に雑居するもの、遊棍を興集し、匪を引き賊を留め、賭に誘い訟を唆すを許すこと毋れ。如し此等有らば送官し究治す。

50) 龍脊が当時の広西一広東間の交易の大動脈から外れていたこともその要因として挙げられる。

とは対照的である。

3. その他の地域

以上に我われはチュアン族と移住民との関係においてさまざまな点で対極をなす2つの地域について見てきたが、これらの中間的な様相を示す地域もまた存在したはずである。また、非土司地区のみならず土司地区における状況をも考慮する必要がある。本節ではこれらの点につき検討していこう。

(i) 中間的な地域——柳城県・宜山県

柳州の農村は、広西東南部（蒼梧県）と比較して、人口密度や耕地面積の比率が低く、農民中における自作農の占める比率が高い〔行政院農村復興委員会〔編〕1935: 38—47〕。農地開発の面で、また商業においても（柳州府城自体は清末以降、木材輸送の中継地として繁栄したもの）東南部よりは後進地帯であったように思われる。また、地形は山岳地帯ではなくカルスト平原・台地であり、民族集団の分布状況も孤立的とはいえない（さらにチュアン族人口が東南部よりは多いが、漢化の度合は龍勝の場合よりは強いようである）。これらの点からして柳州一帯の地域におけるチュアン族と移住民との関係も、東南部や龍勝の場合とは様相を異にしていたであろうことが想像されるが、その具体的状況について柳州近辺の柳城県と宜山県の事例を通じて見て行こう。

まず柳城県におけるチュアン族と移住民（特に客家）との関係について、先に民国『柳城県志』巻四、民事、民族、「客家人」の記事から、来住せる客家の中には当地で成功して大地主や大商人にまでなった者が現われたことを指摘したが、同書の「獮人」の項によると、チュアン族は元来、「保守的で進取の心が無く」、「半年労働すればあとの半年は休む」生活形態であったが、しかし民国期における物価高騰により生計を維持するのが困難になり、饑饉や冠婚葬祭等の臨時出費の必要が生じた際には、土地を抵当に入れたり売却して資金を調達したため、土地を喪失して自作農から小作人へ、富家から貧家へと転落する者が少なからず見られるようになった。同書の「客家人」の項によると、かかる事態の発生に伴い、チュアン族は従来居住していた沿岸平野から内陸の僻地へ後退することとなったと指摘されている。同書の記事は自民族中心主義（大漢族主義）的観点に立脚し、その立場からチュアン族の生活様式を「翻訳」している点で注意を要するが、しかし少なくとも客家の進出によって、チュアン族の伝統的な生活様式と経済基盤が崩壊するを余儀なくされたことが見て取れる⁵¹⁾。

51) [石 1928: 1273—1274] にも、柳江と邕江（西江）との間の沿岸地域は客人（客家）・粵人に占拠されて、チュアン族はもっぱら内陸に居住していたこと、また、行商を行なうチュアン族

同書には客家のほかにも湖南からの「百姓人」や「白話人」（広東人）、福建人の存在が伝えられている。「百姓人」について、その来住の時期はおそらく客家（19世紀後半に来住）よりも早期であり、県北に散居したが、年月の経過につれて習俗の一部がチュアン族に同化し⁵²⁾、また「チュアン族よりは勤勉」であったが、結局客家の経済力に敗れてチュアン族とともに落伍したという。また「白話人」は都市部に散居し（移住時期は不明）、その言語＝白話が各墟市の商店に最も通行していたという。広東商人と客家との関係については記述が無いが、前掲の表2⑦に「客家は商業的手腕を持ち、どこへ行っても概ね成功する」と指摘されていることからすれば、広東人の勢力が際立って強力な地域以外は、客家商人の進出も可能であったように想定され、しかも柳城県では、前掲〔劉〔策奇〕 1925: 1-2〕には麻介（界）話（客家語）人口が大半を占めることが指摘されている。これらの点から柳城県における移住民の勢力関係を次のように推測することができる。すなわち、郷村部では客家の勢力が湖南人よりも強く、当地のチュアン族の文化的影響を受けず、かえってチュアン族に対して経済的支配を及ぼしたこと、また都市部では客家と広東人の勢力がともに強かったように考えられる。客家と広東商人との勢力関係等、不鮮明な点があるものの、ともあれ清末以降柳城県では、客家や広東商人を中心とする移住民が主導的地位を占めるようになり、チュアン族や先来の移住民の勢力が後退する傾向にあったことが判明し、先の龍勝庁の場合との相違が指摘されるとともに、この傾向が清末以降民国期に至って初めて見られたことと民国期における佃農の比率の低さに注意すれば、移住民の進出に伴うチュアン族との社会経済上の摩擦が先の東南部よりはかなり遅れて発生し、また両者の間の社会的矛盾もさほど大きくないことが指摘されるであろう。

次に柳城の西隣の宜山県について、〔广西壮族自治区編輯組〔編〕 1986: 1-76〕に同県東部の洛東郷のチュアン族の1958年当時の聞き取りに基づく報告がある。それによると同郷は平地が多く、耕地の60%が水田である。また37個村・2163戸（10039人）中、4個村・約300戸の漢族のほかはすべてチュアン族である。当地のチュアン族は、明末清初の頃に他地域から来住し、また漢族も同じ頃、湖南・江西・広東などから移住してきた。漢族とチュアン族とは雑居せず「棲み分け」的な居住形態が見られた。チュアン族の場合、勢力の大きな同族は同族村落を形成し、他の中小同族は雑居村を形成していた。同族集団は各々族規や祠堂を有し、統率者として族長が存在し、また

ㄨ も出現したが、それは土地を持たない者が農閑期に従事する（農繁期には雇農となる）にすぎず、またチュアン族は「他人を害して己に利す」ような巧智を持たなかったので、移住商人と競争するまでにはいたらず、結局、移住民に経済権を掌握されていったことが報告されている。
52) このことは、移住の初期においてチュアン族と移住民の勢力関係の強弱によってはチュアン族に同化する移住民もまた存在したことを示している。

郷約も設立されており、この点については先の龍勝の場合に類似していたが、しかし当地では族長の資格の1つとして「読書人」（地主身分）が挙げられており、また、清代中期以降成立した郷約の作成・執行の役員（「甲長」ないし「款頭」）をもおおむね地主・富農ないし一般農民中の「小康の家」が担当したと考えられる点では、龍勝の場合よりも地主の主導権が強かったように思われる。

当地のチュアン族と漢族移住民との関係について、まず、大曹村（漢族村）の周氏は康熙40年[1701]以降湖南の衡州から来住したが、19世紀半頃、太平軍の蜂起後の混乱に乗じて耕地を買い集めて宜山県最大の地主となった。周氏は土地集積に際してチュアン族村落にも手を伸ばしたが、しかしその際に見られたのはチュアン族地主が一筆当たりの面積が比較的大きな耕地を周氏に高価で売却し、獲得した金で別の比較的小さい耕地を廉価で購入するという現象であり、移住民がチュアン族の土地を集積した上で彼らを佃農としていくような事態にまではいたっていない。

次いで移住商人の活動について、前掲の[広西壮族自治区編輯組[編] 1986: 42-44]によると、県下の市場中最も繁栄していたのは洛東街と三岔壩であった。これらの市場に来る外省商人には湖南人、客家、広東人がいた。湖南人は鉄製農具を製造販売し、市の開催日にはまず洛東街に来てその日の夕刻に三岔壩等へ行ったという。彼らが当地へ来た時期について、湖南の鉄匠は先述（本文354頁）のように19世紀半頃には来住し営業を開始した。さらに「5, 60年前」（すなわち19・20世紀の交）に、広東商人が柳州にて「平碼館」（貨物問屋）を開設し洋紗を販売するとともに洛東のチュアン族商人に委託して黄豆・落花生を購入し、さらに（洛東壩にて）匯兌（為替店）と銀器指輪店をも兼営した。なお、洛東街の商人はおおむね零細規模であったという。三岔壩では、特に客家がチュアン族の人々と交易を行ない、ためにチュアン族に漢語（客家語）を習得させる結果となったという。客家商人の営業種目や活動の実態に関しては不明であるが、少なくともその言語が当地の市場に来るチュアン族の人々との間の共通語となったからには湖南人や広東人と並んでかなりの勢力を有していたように思われる。

以上の柳城・宜山県の状況については明清時代の一次史料が少ないという制約条件があるが、しかし提示した材料から一応の結論を下すことができよう。すなわち、柳城・宜山県は移住農民の地主化、移住商人による地元経済権の掌握（さらに宜山県における、広東商人の下請けとしてのチュアン族仲買商人の出現等）の点で龍勝庁とは異なるが、しかしチュアン族が移住民に経済的に従属した時期やその度合の点では東南部の場合とも異なっていた。柳州に近接する立地条件もあって、清末以降柳州の商

権を握る広東商人、さらには客家の進出が見られ、柳城県のように民国期にはチュアン族が土地を失って佃農化するか、あるいは奥地へ後退する事態も確かに見られたが、しかし全体としては、チュアン族内部で地主制的傾向が萌生しながらも、他方で自作農の比率の高さや農業生産力の低さ、商品経済の浸透の程度の低さ、さらにはチュアン族人口の比率の大きさ等の要因があいまって、東南部のような事態にはいたらなかったように考えられる。

(ii) 土司地区

以上に広西の非土司地区を中心に検討を行ってきたが、最後に土司地区における移住民の実態についても事例を挙げて見通しを述べておきたい。

まず、民国（37年）『思楽県志』巻四、社会、「民族」に次の記事がある。

（本県）宋に至りて始めて漢人の此に来て居住する有り。清初に益々衆く、生齒益々繁く、踪跡幾ば全県に遍ねく、人類複雑たり。其の山東より来る者、宋皇佑^{マフ}の初に於て、狄武襄公に随いて儂智高を邕（州）に平らぐるに、多く此に留まりて返らず、因りて繁衍して本県に及ぶ。広東より来れる者、殆どは清初に広州の人本県に至りて経商し、因りて落業し帰らざる者なり。此の二種の人、耕読商賈を以て業と為す者多し。海淵・那堪等の郷、皆其れ關きて商場と為す。（中略）此の民族（漢族）に属するも、惟だ居留すること代々遠ければ、言語均しく土著に変われり。其の粵の嘉応・小江・欽・廉、及び本省の鬱林・博白・陸川等の処より来る者、惟だ小江の人のみ背山話を操り、餘は白話・僂話を操る。清の咸豊・同治年間に於て、家を移し此に來り、工商農業を經營し、居留して返らず。其の専ら農業に務める者、能く勞苦に耐え、墾荒に善し。富戸多く、読書人も亦た頗る多し。惟だ種族の界限は、判ること鴻溝の若くして、別族と婚媾を通じること少なし。性は独居に善ければ、即ち一二月もて亦た自ずと村落を成す。深山野嶺と雖も忌憚する所なく、老に至るまで郷音を改めざるなり。其の宣化県より来る者、清の道光の時此に移居し、蔗を種え菜を種うるを唯一の事業と為すに由るが故に、名づけて蔗園・菜園人と為す。操る所の言語は、宣化県の平話に類するも稍や異なり、亦た始終郷音を改めず。聚族して居り、自ら村落を成し、其の種類に非ざれば、相い婚嫁せず。近ごろ改良すると雖も、然れども亦た少数なり。

ベトナムとの国境に近い思楽県は、民国5年[1916]に改流されるまで思明・思陵両土司が置かれていた地であり、左江の支流明江の沿岸平野に立地するが、そこでの移住民は次の4種に分類される。(1) 北宋・皇祐初に儂智高の蜂起の発生に際して武襄

公狄青が率いる宋朝軍に従軍して山東から到来し、蜂起の鎮圧後も広西に残留した者、(2) 清初、広州から来た商人で当地に店舗を構え定着した者、(3) 清末咸豊同治年間に嘉応州から来た客家と広西の鬱林州、博白・陸川県から来た者、(4) 道光年間に南寧・宣化県から来た「蔗園」人。上記の(1)について、同内容の伝承・記載は左・右江流域の各地に広範に見出されるが、それは先述(注47)のように作為である可能性が強く、したがってこれを漢族移住民の範疇で捉えることは困難であろう。また(2)の「広州人」は広州のみならず珠江デルタ各県出身者を包括すると考えられる。前掲表2⑬に広州人が「左・右江の至る所に有る」と言われており、また下雷土州では乾隆年間に「粵東会館」が設立されている⁵³⁾が、この記事はそれらとともに西江支流沿岸の土州への移住民の進出を物語るものと言える。さらに(3)について鬱林・博白・陸川の地がともに客家語通行地域とされている[広西統計局〔編〕1936: 163-164]ことからすれば、それらの地域から来た者にも客家が多数含まれていた可能性がある。客家について上記の記事によると、来住後商工業や農業をも営んだが、特に農業移住民はその勤労の結果「富戸」・「読書人」となった。彼らは客家集団としてのアイデンティティが強く、別種の人とは通婚せず、客家のみで集落を形成し、その言語(「僞(咬)話」=客家語)を終生変えようとはしなかった[後者の点についていえば、この特徴は(4)の「蔗園人」にも認められる]。この記事に現われた広東商人と客家の移住と存在形態は既述の広西の非土司地区の場合と軌を一にするものであり、したがって土司地区にも同様の状況が見られたことが指摘されるであろう。

とはいえ、注意したいのは直轄地の場合と比較すると、移住民の来住やその活動が制約される傾向が存したように推測される点である(それは土司領の中でも立地条件や領内統治体制の強弱の度合、さらに改流された時期に応じて相違が見られたであろう)。その二、三の理由を挙げると、まず土司領は概して辺境に立地しており、河川交通路が開け直轄地に隣接した地を除いては、移住民はさほど多く到来しなかったように思われる。次いで、土司領は半独立国として独自の統治機構を有していたため移住民といえどもその統治を受けた。例えば、清初康熙年間に土司が移住民に宿舎を提供したり地元の娘を娶らせ、なんらかの技能を持つ者には俸給を支給し、移住民の保護に努めた[塚田 1988: 30]。また、南丹土州管下の四大市場には清末から民国にかけて移住商人が来住したが、彼らは7等級に区分された全住民中、土官・官族に次

53)「下雷土州粵商修建粵東会館碑」[広西民族研究所〔編〕1982: 102-103]によると、下雷土州において粵東会館が乾隆23年[1758]に広州府所属の各県の商人によって創建され(このため「羊城書院」と名づけられた)、のち乾隆39年[1774]、道光25-26年[1845-46]の修復を経て咸豊4年[1852]にも修築されたことが見える。

ぐ地位に置かれ、さまざまな特権を与えられた[広西壮族自治区編輯組〔編〕 1985c: 28-33, 44-47]。しかし、このような特別待遇の実施は、同時に移住民が土司の支配下に位置づけられたことを意味する。土司にとって移住民は先進的な中国の技術・文化や商業の発展を領内にもたらす者であり、その点からは歓迎される存在であったが、しかしそれはあくまで土司の支配体制の枠組の中においてであった。個別的には清代中期以降、土司が移住民に土地を典売したり、また移住商人が成功を収めた事例も見られたが、全体としては大量の移住民の流入と地主化、およびそれに伴う土司勢力の没落の事態は、多数の土司が改流された清末～民国期を待ってはじめて表面化したように思われる。

Ⅳ. 結 語

まず、本稿において検討したところを要約しよう。

(1) 明清時代において外省からの漢族の移住が行なわれたが、それは明末に開始され、清代初期から中期にかけて本格化した（その後も清代を通じて引き続き行なわれた。特に商人の進出の過程においては珠江水系が重要な役割を果たした）。移住民のうち、広東・湖南出身者が多数を占め、広西における両省出身者の勢力範囲は、広東人が広西南部、湖南人が広西北部であった（それは言語分布とも一致する）。広東人について、商人には珠江デルタ各県の出身者が多く見られたほか、嘉応州・潮州府・惠州府の「客家」も商人・農民中に含まれていた（移住の背景として、析出地と移住先との社会経済的事情が存したが、広西について言えば商業専従人口の少なさ、農地開発における後進性等の事情が挙げられる）。移住商人、特に広東人は米穀・木材の移出を中心とする商業を営み、巨利を得て広西の経済権を掌握していった。また、移住農民にはその相対的に先進的な農業技術や旺盛な勤労意欲に基づき、広西で成功して土地を獲得する者が少なくなかった（ただし、地域によっては客家が地元民社会に適応できず太平天国運動へ参加していくような場合、また客家が地元の経済権を掌握する状況が見られた）。なお、工匠は、特に湖南出身者が来住したが、おおむね小規模経営であったため（技術を伝える役割を果たしたものの）広西の経済権を掌握するまでにはいたらなかった。

(2) 移住民は広西全域に及び、また（特に清代中期以降）平地のみならず山間部へも進出したが、しかし移住民とチュアン族との関係については地域的差異が見られた。すなわち、チュアン族の居住地の自然条件、居住形態、人口の多寡、農地開発の程度

や商品経済の浸透の度合、地主制の発達程度、さらにはチュアン族と漢族との彼此の勢力関係といった諸要素を基準として大別すれば、次の3つの場合が見られた。①広西の中でも経済的先進地帯であり、地主制・商品経済が発達し漢族人口の多い東南部・珠江流域では、チュアン族は移住商人や移住民を含む漢族地主の経済的支配を受けるとともに、（漢族と同一村落に雑居し）その社会体制が解体する傾向にあり、またチュアン族内部でも階層的分化が発生し、チュアン族の民族集団としての統合が不鮮明になっていく傾向にあった。②経済的後進地であり、複数の民族集団が孤立的に居住する北部山岳地帯の龍勝庁では、チュアン族は同族組織を基盤とする独自の社会体制下にあり、集団としての統合が比較的強く、移住民に対してもその活動に制約を加えた。また、当地に到来せる商人も行商程度にすぎなかった。かくて移住民が大地主となりチュアン族を佃農とするような事態は生じがたかった。③東南部よりは経済的に遅れており、チュアン族人口が多く、同族村落も見られたが、しかし全体としては先の2地域の中間的な様相を呈する地域である柳城県・宜山県では、清末以降民国期にかけてチュアン族が客家に土地を奪われて佃農化するという事態や族内での階層分化が発生しつつあり、先の東南部で見られた方向に向かうこととなったが、しかし東南部よりは移住民とチュアン族との集団間の社会的矛盾はかなり遅れて発生し、またその程度も比較的小さかったようである。これらのほか、土司地区、特に珠江沿岸の土司領にも移住民が進出したが、直轄地の場合と比較すると土司の独自の支配体制による制約もあって、量的にはさほど多くなかったように思われる。

チュアン族は概して「漢化」の度合の強い民族集団として位置づけられるが、しかしすべてのチュアン族がおしなべて同一の速度で漢化過程をたどったわけではなく、そこには個別的・地域的な多様性も同時に存在したように思われるのであり、本稿で検討した漢族移住民とチュアン族との関係のあり方の相違もその1つの例証を提供するであろう。

以上の推論が幸いに大過なく、そしてチュアン族史の復元に対してなんらかの積極的意義を持つものとするならば、差し当たって次の問題も解明されねばならないであろう。すなわち、移住民との接触に伴い、チュアン族の社会・文化やアイデンティティの上にもなんらかの変化が発生したように思われ、そしてその場合、如上の地域性を反映して変化の内容や速度において多様性が存したように予測される。文化について、例えば広西東南部では、チュアン語を除いては伝統的文化がほぼ清末頃までには消滅したようであり、光緒『貴県志』巻五、紀人、「風俗」には、貴県ではチュアン族は「土音」を操る以外は漢族と異なるところがなく、チュアン語を話すかゆえにチュ

アン族であるとされている⁵⁴⁾。他方、北部の龍勝庁においては漢文化の影響をそれなりに受容しながらも、[広西壮族自治区編輯組〔編〕 1984: 122-140] から、女性の服飾や高床式住居、婚姻習俗、唱歌等において（すべてとは言えないまでも）伝統文化のかなりの部分が少なくとも1960年代前半までは維持されてきたことを知ることができる。さらに、柳城県では1940年頃に、男女の唱歌・婿入り婚の盛行（民国『柳城県志』巻四、「民族」）、「不落夫家」（同書「風俗」）といった習俗が部分的に維持されていた。かかる地域性を踏まえながらチュアン族の文化変化の過程について、個々の文化要素のチュアン族社会の文脈における意味を考慮しつつあらためて検討する必要があるが、この点については後日を期すこととしたい。

文 献

安部健夫

- 1957 「米穀需給の研究——『雍正史』の一章として見た——」『東洋史研究』15(4): 120-213。

田 曙嵐

- 1935 『広西旅行記』広州：中華書局。

費 孝通

- 1952 「關於広西僮族歴史的初步推考」『新建設』1: 29-33。

行政院農村復興委員会〔編〕

- 1935 『広西省農村調査』上海：商務印書館。

稲田清一

- 1986a 『西米東運』考——清代の両広関係をめぐって——『東方学』71: 90-105。

- 1986b 「太平天国前夜の客民について——広西省桂平県における郷約・保甲制再編成を素材として——」『名古屋大学東洋史研究報告』11: 60-91。

- 1988 「太平天国期のチワン族反乱とその背景——広西省横州・永淳県の場合——」『史林』71(1): 1-34。

河原正博

- 1944 「広西蛮酋の始遷祖に就いて——左・右江流域を中心として——」『南亜細亞学報』2: 109-156。

邢 鳳麟

- 1983 「論太平天国与土客問題」『太平天国史論文集』広東人民出版社・広西人民出版社, pp. 459-483。

小島晋治

- 1972 「太平天国における宗教」『史艸』13: 186-188。

黄 啓臣

- 1985 「明清珠江三角洲の商業与商業資本初探」広東歴史学会〔編〕『明清広東社会経済形態研究』広東人民出版社, pp. 187-236。

54) 按ずるに、今の貴属の謂う所の獯人は、惟だ別に土音を操るのみにして、餘は齊民と異なることなし。（中略）今第だ其の獯話を説くに因りて之れを獯とす。五方の声音同じからず、獯も亦た其の一なるのみ。

なお、この記事ではチュアン語を漢語の方言の一種としているが、このような誤解が生ずるほどチュアン族の文化変化が顕著であったことが推察される。

廣西僮族自治区通志館〔編〕

1962 『太平天国革命在廣西調查資料匯編』 廣西僮族自治区人民出版社。

廣西民族研究所〔編〕

1982 『廣西少數民族地區石刻碑文集』 廣西人民出版社。

廣西壯族自治區編輯組〔編〕

1984 『廣西壯族社會歷史調查（一）』 廣西民族出版社。

1985a 『廣西壯族社會歷史調查（三）』 廣西民族出版社。

1985b 『廣西壯族社會歷史調查（六）』 廣西民族出版社。

1985c 『廣西壯族社會歷史調查（二）』 廣西民族出版社。

1986 『廣西壯族社會歷史調查（五）』 廣西民族出版社。

1987 『廣西少數民族地區碑文・契約資料集』 廣西民族出版社。

廣西太平天國文史調查團

1956 『太平天國起義調查報告』 北京：三聯書店。

廣西統計局〔編〕

1933 『第一回 廣西年鑑』 南寧：廣西省政府總務處。

1935 『第二回 廣西年鑑』 南寧：廣西省政府總務處。

牧野 巽

1953 「廣東原住民考」『民族學研究』17(3.4): 20-44。

西川喜久子

1978 「廣西社會と農民の存在形態——十九世紀前半における——」野沢豊・田中正俊〔編〕『講座中國近現代史 第一卷 中國革命的起點』東京：東京大學出版會，pp. 127-180。

羅 香林

1933 『客家研究導論』（台北：古亭書屋復刊 1971）。

黎 斐然・鄧 浩彰・朱 哲芳・彭 大雍

1982 「太平天國起義前夜的廣西社會」『太平天國史新探』江蘇人民出版社，pp. 147-173。

路 偉良

1944 「桂北黔南苗瑤各部族的經濟生活」『旅行雜誌』18(5): 33-49。

梁 碧蘭

1987 「太平天國時期廣西的土客團練」『太平天國學刊』第四輯：416-439。

龍 盛運

1985 「太平天國革命策源地廣西初探」『太平天國學刊』第二輯：276-313。

劉 錫藩（劉介）

1934 『嶺表紀蠻』上海：商務印書館。

1940 『廣西特種教育』桂林：廣西省政府編譯委員會。

劉 策奇

1925 「廣西語言概論」『歌謠週刊』（台北：東方文化書局復刊 1960）81: 1-2。

『龍勝各族自治縣概況』編寫組〔編〕

1985 『龍勝各族自治縣概況』廣西民族出版社。

佐々木正哉

1967 『清末の秘密結社 資料編』近代中國研究委員會。

瀬川昌久

1982 「村のかたち——華南村落の特色」『民族學研究』47(1): 31-50。

石 兆棠

1928 「獵人調查」『國立中山大學語言歷史學研究所 週刊』3(35.36): 1273-1285。

千家駒・韓 德章・吳 半農

1936 『廣西省經濟概況』上海：商務印書館。

薛 雨林・劉 端生

1934 「廣西農村經濟調查」『中國農村』創刊号：57-74。

譚 其驥

1932 「中國內地移民史——湖南篇」『史學年報』4: 47-104。

塚田 明清時代における漢族移住民とチュアン（壮, Zhuang）族との関係

東亜同文会〔編〕

1926 『支那省別全誌 第二巻 広西』東京：東亜同文会。

塚田誠之

1985a 「明代における壮（Zhuang）族の移住と生態——明清時代壮族史研究（一）——」『北大史学』25: 37-55。

1985b 「明清時代における壮（Zhuang）族の佃農化に関する一考察——明清時代壮族史研究（二）——」『東洋学報』67(1・2): 21-55。

1987 「明清時代における壮（Zhuang）族統治体制——明清時代壮族史研究（三）——」『北大史学』27: 1-22。

1988 「明末清初の広西におけるチュアン（壮）族——王士性・黄之雋の著作の分析を中心に——」『史朋』22: 20-36。

1989a 「チュアン族と漢族との通婚に関する史的考察——一七世紀末～二〇世紀初を中心——」『民博通信』43: 59-67。

1989b 「中国広西のチュアン（壮）族・ヤオ（瑤）族と漢族との政治＝文化的関係の比較考察——1368-1949年における——」『国立民族学博物館研究報告』14(2): 1-55。

山田 賢

1986 「清代の移住民社会——嘉慶白蓮教反乱の基礎的考察」『史林』69(6): 50-89。